

## 『芸備日々新聞』における厳島関連記事（2）

勝部眞人  
佐藤靖裕

### はじめに

前号において、我々は『芸備日々新聞』厳島関連記事の目録および明治二七〜二八年の記事抜粋を掲載したが、今号においてはその続きとして、同二九〜三三年分の記事を翻刻していききたい。なお、大正七年分までもまだ先は長いが、紙数の許す限り翻刻を進めていきたい。

記事本文を掲載する前に、前号と同じく、当該時期の記事について気づいた点を、少し述べておくことにしよう。

### 一、山陽鉄道の延伸と参詣ルートの変容

明治二七年広島まで開通した山陽鉄道は、いうまでもなくその後も西へと延伸していき、宮島駅開通を実現したのみならず山口県内へも伸びていく。明治三〇年九月には徳山まで開通するのにもない、宇品―厳島間の汽船が停止され、以後宮島駅―駅前棧橋―宮島棧橋というルートで渡島することがメインになっていく（同年九月二一日記事、史料番号一〇〇、以下史料番号を記す）。

これは、その二ヶ月前に宮島棧橋が整備されたことも関係しているが（九一）、同紙は「旅客はこれに依りて往復すること最も安全にし

て、且最も便利なりとす」（一〇一）というように、安全性・利便性を強調していた。

このルートの変容による影響は、やがて広島市内の経済にも及んでいく。鉄道開通以前においては「宮島に参詣せんとするものは先づ広島に集り、而して本川元安川又は京橋川より渡船し、宮島へ参詣したる後にもまた必ず広島に立戻りたる上、其れ其れ土産物を買ひ整へ帰郷するを常とせり」という状態であったのが、「汽車の開通に伴ひ：自然客足を広島市に留むること少なきに至り」という状況になっていったようである（一五二）。これは、山陽鉄道が往復割引や「半減」などのサービスによつて東西からの集客に努めれば努めるほど、その流れを加速していったと思われる。この点の具体的な検討は、今後の課題となる。

### 二、外国人客の増大と「文明の視線」

すでに明治三二年ころには外国人客の厳島観光も始まっていたように、「近來外国人の厳島に來遊するもの殊の外多く」（一一八）、「例年夏期の候に入れば、京阪地方より厳島へ避暑旅行するもの多きより」（一二三）などの記述も見られる。

しかし、周知のように居留地廃止などを定めた改正条約の発効が間

近に迫った明治三二年前半に至ると、さらに多くの外国人客来訪が予想されており、それに対するさまざまな対応が模索され始めていた。

たとえば、洋風ホテル建設を求める声がおこつてきたのも、その一つである。すでに明治三〇年六月に大元谷ホテルが開業していたが（八九）、「景勝雄大なるが上に、自由に遊ぶことを得」る厳島は、「内地雑居の後は一層多きを致す可ければ、山陽鉄道会社にては是処にホテルの設備をなし外客に便せんとは思へども、その経費なきにより神戸地方の有志が厳島の有志に説き、ホテルを建てしめん計画あり」と伝えていた（一一〇）。ただ、山陽鉄道が「追々同島の有志に謀る所ありし人もあれど、一向に奮発する模様なく」、同社による補助を軸に何度か交渉したものの「島民の無気力なる之に応ずるものな」ために、同社は「他に策を廻らすに如かずと…他地方の有力家と協議し」たとも伝えていた（一一七）。島民がはたして本当に「無気力」であつたかどうかは定かではないにせよ、当時の状況のなかで洋風ホテルを設立することがそう簡単でなかつたことはおおよそ推測される。現に同じ『芸備日々新聞』紙上で、「或人は云へり」として、ボーイや洋食素材準備など細かな点まで考えれば「一般の嗜好いまだ是点に向つて発達せず、実情此の如くなればホテル設置の如きも、其機いまだ熟せりと謂ふべからず」との議論も紹介している（一一四）。

いっぽう、観光の大衆化とともにこうした外国人客の来島という情勢が現実化してくると、島の「不衛生」にもしだいに筆が及び始める。そもそも前号で紹介したコレラ騒動のなかでも「不衛生」の問題が指摘され始めていたが、明治三三年九月には「頃日一旅人の厳島に遊ぶるもの」が一書を同新聞社に寄せて、神社・島内の「不潔」を訴えたという記事を掲載している（一五六）。

それによると、神社の手水鉢は「数年磨き清められたることなく…不潔見るに堪へず」、町内も「清潔法行届かざる為至る処不潔にして…川には塵埃・貝類が、浜へは陶器片が捨てられたままになつており、道路の異臭や大本神社横の大手水鉢にわいたボウフラなど、「遠来の

旅人又は外人等一般観光の客は一見驚きを喫」するとして、「島の霊地たる所以は清潔を保つ」ことであると指摘している。

元来「清浄の島」として穢れを排してきた厳島であつたが、文明化のなかで「清浄」「不浄」の基軸ではなく「衛生」「不潔」という視線にさらされることになつていったというのは、きわめて興味深いことといえる。

また、当時島内の旅館による客引きも苦情が絶えなかつたようであり、「旅客の埠頭に上るを見れば、多人数の客引は轟々喧々旅客の身辺に集し、其所持する傘又は鞆何品に拘はらず手当り次第に奪取り…不本意ながらも其家に投ぜざるを得ざるに至る」ことが頻発していたという（一一九）。これに対しては「其筋に於ても注意し居る」というが、この記事を投じた「北涯生徒」なる人物は、集客の競争は当然としても「優勝劣敗の理を鑑み大に新聞広告を利用して天晴の競争を試むべし」「諸外国及び開港場の外字新聞へも広告して、各地の客を引き土地の繁栄を謀らんことを勉め」るべきと指摘する。

客引き・掛け値への苦情に関する記事はこのほかにも散見されるが、「優勝劣敗」の理を持ち出して正当な競争を主張するあたりは、多少前述の問題とは位相を異にするものの、文明の視線から見た厳島の状況であつたといえるだろう。

## むすびに代えて

上記問題のほか、厳島景勝保存会の動きや来島した伊藤博文との交流（四七、七六、七七、六八、六九など）、観光の大衆化と「中等以上」「中等以下」の客層の問題など興味深いことがらもあるが、追々紹介していくことにしたい。

次ページ以下に、記事本文を掲載していくことにする。

## 『芸備日日新聞』宮島関連記事(2)

38. 明治二十九年一月四日

● 厳島の松明祭 こは去る三十一日の事にて例年執行するものなるが、廿八年も十二月三十一日午後四時より大松明を町中に揉み歩き、扱宝物館の門前に揃へし大松明は非常に多く、廿六本の大松明は一本に付掛目三十五貫目もありき、之を一人の肩に担ふを曠とし樵夫連、轆轤細工人等皆な一對の衣装にて練り歩き、六時半頃御笠浜にて祈禱をなし、皆皆松に火を点し御笠浜神地内を練り歩き、之に添ふ小松明二百余もありければ、御笠浜は白昼をも欺くばかりにて其賑ひ一方ならざりき、尤も右松明は其儘持ち帰るを例とすることなるが、警察の注意に由り、皆な境内にて火を消し持帰りたるよし、本年はいつになき多くの松明を点したるは、厳島繁栄の吉兆ならんとて皆人喜び合へりとぞ

39. 明治二十九年一月六日

● 厳島の歳晚と年始 厳島の歳晚は近年稀れなる程の大景気にて、中等以上は勿論下等社会に至るまで戸毎に門松を立て、注連縄を飾り、酒肴等の用意をなさざるの家は一軒も見ざる程なりしが、大晦日の夜に入りて松明祭の終りを告げ、十二時に至りたる頃盛んに太鼓を打ち鳴らしたるが、此音を聞くと同時に人々は御衣を受けんために厳島神社の神殿に参詣し、宮司は予ての式を以て御衣を捧げたる、其間に玉殿の御扉開きたる音かすかに聞えたるが、午前一時頃に至りて全く御召換の式済み宮司神を振りたり、此時参拝者は御神酒を頂戴して一同神殿を下りしが、明けて一月一日となれば一天雲なく晴れ渡り、旭日の麗らかさ云はん方なかりし、町民は皆な先づ神社に参拝し、夫れより各戸回礼を為したるが、町内の往来実には織るが如くにて、其日は大元谷白雲洞主人は年賀人の来るや一々之を座敷に招請して、大福と称

する薄茶を立て、之を汲みとりたる後ち屠蘇酒を出したるが、翌二日にはまた、楓谷岩惣方にも同様の事を行ひたり、三日には前田利清氏は楓谷に於て知己百余名を招待して、最も盛んなる新年宴会を催したりといふ

40. 明治二十九年二月二日

● 厳島六日年越の景況 一昨十九日は即ち陰曆正月六日に相当したるを以て、厳島神社に於ては例年の通り初相場立を執行したり、当日は早天より曇雲を以て充されければ、雨か雪かと人々は更に安き心もなく皆天をながめて気支居りけるが、之れにも拘はらず参詣人はドシくと船を漕ぎ寄せ来り、更に風にも雨にも臆せざるの勇氣なかく勇ましける有様なりし、汽船五艘は草津或は宇品と厳島の間を往復し満船人を以て充され、殊に和船の如きは幾十艘といふ数さへ知れぬ程なりしかば、正午頃に至りては全島人を以て充されたりける、午後二時頃より細雨ポツ／＼と降り始めたりしも、幸ひにして四時頃には全くとをさまり、道路も思ふほど泥濘とならざりければ通行も左のみ困難ならざりしが、実に本年の人出といふものは非常にて近年稀れなる程なりしと、先づ当日の参詣の人員は概算一万五千人以上に登ぼりたりといふ、就ては各飲食店・宿屋は勿論其の他諸種の物産店は客店頭に溢れて、昼為めに暗かりし位にて、中にも楓谷、大元の如きは遅れたる来客は一々謝絶したるより、夜に入りて汽船又は和船にて立帰りたるものも多かりしが、翌七日は前日に打て替りし好天気にて、参詣人は諸処の見物に出掛けたるより、之亦前日に劣らざるの賑ひなりしと、尚ほ同日の初相場は委細相場欄内に記しあり

41. 明治二十九年二月二日

### 宮島相場景況

例年陰曆正月六日には厳島神社拝殿に東西南北の相場師夥しく集り、一年中の相場を判せんが為め取引市場を開くことなるが、本年も昨夜

は則ち旧正月六日の年越なれば、例によりて例の如く四方より相場師速集り来り、日もはや西に入相の遠寺の鐘の音ゴンと響て時報は午後七時を報ず、声柝一声組入の空相場は始まれり、新米は七円五十銭に寄付き九円の間を走り、中にも十円にて売買したることありたれども、遂には九円二十銭にて止めたり、玄米は九円五十銭、麦安は四円五十銭に起り四円三十銭に局を結び、小麦は六円五十銭より六十銭にて畢り、小豆は七円内外を走り、綿は十一円七十銭より十二円に昇り十一円九十銭にて止めたり、此日は烈風膚を裂くの寒空なるに拘らず集るもの夥しく、市場誠に賑はしく見え午後十一時頃閉会せり、夫れより思ひくに散乱して宮島の光景に一酔を貪れり、不知一夜の風流更に艶聞なくんば可なり……

42. 明治二九年二月二一日

●宮島詣での乗客 一昨日旧六日年越に付、各所より汽船にて宮島に詣でたる人は一万五千二百有余人とぞ聞えし

43. 明治二九年五月一七日

●巖島だより ▲桜花爛漫の好期は既に過ぎ去りたれども、目下満山の蒼緑滴るが如く、青葉隠れに蜀魂の泣く声を聞くなど却つて一入の趣あるより、遊客も桜花の節に較べては多き方にて、何れも中等以上の人々なるより、旅人宿は頗る実入多しといふ、▲客引の弊害なし 同町旅人宿は是迄汽船・和船の到着するを見るや、必ず客引を出して大に競争するより、旅客も之が為に迷惑すること少なからざりしが、今回旅人宿営業者は大集会を開き警察官列席の上にて賄其他客人取扱上に付規定を設けたるより、従来の悪弊を除去して旅客の為に最も便利となりたり

44. 明治二九年五月二〇日

●宮島に遊ぶ者多し 時節あつからず寒からねど、温より寧ろ涼を思

ふ今日このごろ、宮島に遊ぶもの頗る多く、為に宇品より同島に通ふ汽船の乗客も少なからずとなり

45. 明治二九年六月六日

●巖島の白雲洞 千早振る神の宮居のいと古く、世にも著けき宮島は、うき世の中の仙郷にて、其仙郷中の仙郷は大元谷の白雲洞にぞある、凡そ境の殊勝なるもの才の尤妙に待つれば、是処もむかしの歌人にうたはれて、白雲洞の名もゆかしく、杜鳩の名所はこゝに上越す処あらじとこそ謂ふなれ、人若し此仙郷に入りて白雲洞裡の静処に坐せば、心耳おのづから澄みて胸中涼爽なるを覚え又うき世の中に在るを忘れん、されども俄出来の仙人は霞を吸ふて生くべくもあらねど、一拍手の下に酒も出づべく肴も出づべく、殊にこたび結構ひし新座敷は五十畳敷にして、会席にも充つべきものなりと云へば、心知りあひたる友達の幾人となく寄合ひての詩歌歌会、さては一家ひきまとめての遊び等にも寛濶として宜しかるべしとぞ思はる、杜鳩は今がきゝごろ風雅の心ある人は一日の閑を偷みて遊びたまへ

46. 明治二九年六月一九日

●巖島だより ▲土地献納 巖島町の武内松太郎、岡本徳次郎の兩人は、同町字包ヶ浦開墾地五畝歩へ砲台を築造せらるゝに付、其筋より各々其所有地を買上ぐる様示談せられし処、之を献納せんことを出願したりき、格別の財産家と謂ふ程にもあらぬに、其志しの殊勝なること感ず可し▲三雅揃ひの季節 当節は所謂三雅揃ひの季節なり、鹿の児は跳んで磯辺に親鹿を追ひ、時鳥は鳴て月に隠れ、水鶏は戸を叩いて待人の夢を驚かす、何れも興あり、雅人の渡島すべき時なり

47. 明治二九年六月二三日

●巖島神社の保存会 巖島神社の保存会員八田謹次郎、桐原恒三郎、保田芳太郎の三氏、概数十余名の人々は、今回右保存上の件に關して

協議会を開かんが為に、明二十四日午後四時より眞孤春和園に会合する筈なりといふ

48. 明治二十九年七月一三日

●同盟汽船の船賃割引(宮島行) 旧六月十七日厳島管弦祭の節其前後三日間、同盟汽船(宮島行)は往復切符を出し定期船に限り二割引をなすよし、尤も宇品、草津より乗込むものは、たとひ定期船と雖も(此間の距離はあまり近く賃銭あまり安き故)別に二割引をなさずと云ふ、詰る処尾道其他遠路よりする人にあらざれば、此が為利する処なきなり

49. 明治二十九年七月二三日

●旅客の注意 来る二十六日は厳島神社管弦祭に付、山陽鉄道は特に賃金を半減となして乗客の便を謀ることとなりたれば、避暑旅行を兼ねて参詣に出掛くるものは非常に多からん、されば当地の雑踏は今より思ひやらるゝなり、此際旅客の第一に注意すべきは旅店なりとす、一宿料二円、一円五十銭、一円、七十五銭、五十銭、四十銭、三十銭、二十五銭、二十銭の七階級ありて客の求めあれば、五円までの料理を調ふることを得るは当市内の定めなりとす、次に注意すべきは車賃なり、多くの車夫中には斯る混雑の際に乘じ、当地の案内を知らざるを幸ひとなし、不当の賃金を食ふものあらんも知るべからざれば、旅客は能く左の賃銭表を記憶すべし

▲停車場より宇品町まで十銭以下、草津まで十四銭以下▲大須賀村、猿猴橋町、荒神町、京橋町、的場町、金屋町、稻荷町、金尾町、尾長村は二銭以下、二人乗は三銭以下▲愛宕町、土手町、松川町、比治山町、段原村、上柳町、橋本町、下柳町、石見屋町、銀山町、蟹屋村は三銭以下、二人乗四円五厘以下▲山口町、東引御堂町、胡町、鉢屋町、幟町は三銭五厘以下、二人乗五銭五厘以下▲上流川町、下流川町、平塚町、田中町、薬研堀、鉄砲町、八丁堀、堀川町、三川

町、竹屋町、平田屋町、立町、東魚屋町、皆実村、大須新開は四銭以下、二人乗六銭以下▲鉄砲屋町、播磨屋町、中町、下中町、草屋町、研屋町、竹屋町、袋町、西魚屋町、紙屋町、塩屋町、西白鳥町、白鳥九軒町、東白鳥町、新川場町、東新開は四銭五厘以下、二人乗七銭以下▲尾道町、小町、細工町、猿楽町、大手町一丁目より五丁目まで、横町、鳥屋町、基町、白島中町、同北町、同東中町は五銭以下、二人乗七銭五厘以下▲大手町六丁目より九丁目まで、国泰寺村、中島本町、天神町、材木町、木挽町、中島新町、元柳町は六銭以下、二人乗九銭以下▲水主町、塚本町、鍛冶屋町、鷹匠町、猫屋町、油屋町、左官町、西地方町、西新町、堺町一丁目より四丁目まで、小絹町、榎町、西大工町、十日市町、河原町、西遊郭地は七銭以下、二人乗十銭五厘以下▲船入村、空鞆町、西引御堂町、西九軒町、寺町、広瀬村、天満町は八銭以下、二人乗十二銭以下▲観音村、川添村、吉島村は九銭以下、二人乗十三銭五厘以下▲江波村は十二銭以下、二人乗十八銭以下、但暴風雨天災は五割増、夜分は二割増、降雨の節は増賃なし

若し此規定に反きたる車夫ある際には、容赦なく警官に其旨を申出づべし

50. 明治二十九年七月二五日

●厳島神社祭典に付水上警察の注意 明廿六日より四日間厳島神社に於て例祭を執行するに付、広島水上警察署長粟屋警部は一昨廿三日宮島に出張し、町役場員立会の上、各回漕店、船主及び旅店を呼出して左の注意を与へたり

(一) 番船乗客の住所姓名は船頭に於て之を記載し、警察官へ届出ること、(二) 船中に盗難遺失物又は発病者ある時は、上陸前警察官に届出べきこと、(三) 船内に於て悪水其他不熟及び腐敗の飲食物を乗客に与へざること、(四) 不当の賃金を請求せざること、(五) 広島より宮島まで一人に付六銭、(六) 阿品より宮島まで一人七銭、二人十

錢、三人十二錢のこと、(七) 広島市諸川より御供船なるものを出すときは、予め届出べきこと、其繋留所等に就ては総て警官の指定を受くべきこと、(八) 仮橋又は破損の個所には人を乗らしむべからざること、(九) 番船宮島へ入港の際は、警官該船に対し臨検をなすこと、(十) 警官は宮島の東西に和船一艘宛を浮べて、之が取締をなすこと、(十一) 港内には短艇三艘を以て、終始巡回をなすこと、(十二) 水上警察署よりは十名の巡查を派遣すること、(十三) 粟屋警部は保安丸にて宮島に出張すること、(十四) 船賃宿料等は見安き場所に揭示すること

右に就て粟屋警部は廿日市町に至り、郡長に面会して打合をなしたり、因に祭典中は、水上警察にては船頭附の和船五艘を雇入れ、非常の場合に備ふるといふ

51. 明治二十九年七月二十五日

●旅客の枝折 今廿五日より来る八月三日迄、十日間山陽鉄道汽車賃(下等)を半減すれば旅客の是地に入るもの多からん、されば今その枝折にもとて名所旧蹟などを記さんに、先づ広島市にては、旅客が帝國臣民として是非とも一たび其処を拝せざる可らざるころあり、何ぞや大本營の趾是なり、明治廿七年日清戰を啓くや宝森を是地に進ませたまひしが、当時大元帥陛下のおわしましける高御坐は、実に旧本丸内なる第五師団司令部に設けられたりき、蓋し今なほ旅客の低回顧望去る能はざる所たり、市の東北端に閑雅の境あり、広島公園是なり、園の一隅に聳ゆるを二葉山と曰ふ、其三篠河に対すべきは何等の雅称ぞ、山上高樓あり、大観樓と曰ふ、樓名は近時仙台の碩儒岡鹿門翁の命ずる所なり、人若し此樓に登れば芸山芸海指顧の間に在りて遠近の市邑を一眸の中に萃むを得ん、園内には茶亭在り、樹下憩うべく石上坐すべし、以て涼を納るゝに宜し、又阪井虎山、木原桑宅等の碑あり、以て偉人の在りし昔を忍ふべし、饒津神社も亦園内に在り、淺野氏の祖彈正長政を祀る、文祿之役朝鮮に獲たる什器なほ存すと云

ふ、社傍に招魂社あり、鶴羽根神社また程遠からざる処に在り、境内広からずと雖も瀟洒愛すべきの処たり、旅客若し此前を通り過ぎて東すれば尾長山下に出づべし、東照宮は其山腹に在り、今や昔日の壯觀なしと雖も転た当年の盛況を追懐せしむ、磴道幾十級のぼりて四顧すれば寥廓快活なり、前面一帯の空地は東練兵場にして廿七八年の役清兵の胆をして寒からしめたりし第五師団精兵の修練せられし処たるを知るべし、毎歳五月招魂祭を執行せらるゝは即ち此処なり、東照宮の傍に旌忠碑あり、西南の役に戦死せし広島鎮台兵の為に建てしものなり、選文は当年の司令長官三浦梧楼子の筆に成る、東照宮の東に国善寺あり、法華宗にして往昔淺野家の菩提所たりしことあり、瑞泉寺これに隣る、此二箇寺は何れも廿七八年役の際清国の俘虜を置きし所なり、上流川町に泉邸あり、縮景園と称す、淺野長晟の經營せし所たり、園内頗る風致に富む、然れども毎歳二月初午の日を以て諸人の縦覧を許すのみ、先年大本營の是地に在るや陛下の臨時御立退所たりしは即ち此所なり、此他寺町の仏護寺、材木町の誓願寺、小町の国泰寺、小町の白神社等いづれも一たび造りて以て考古の資に供すべし、去つて字品に到れば廿七八年役に於て此港灣が軍國險要を占め、如何に大兵、巨資を輸送するの利便を与へしかを遡思せずんばならず、而して其地に到るの前、皆実村に於ける凱旋碑を見れば坐るに当年の壮挙を追想すべし、港の西字品島あり、其観音堂は眺望に富める所なり、又海水浴場あり、一浴するに宜し

いにしへ繁昌を記するもの必ず遊里の事を記す、誨淫導色の責は、蓋し辞すべからず、然れども飄然として来り飄然として去るの旅客は、時に花を折り柳を攀ち以て旅中の徒然を慰めんとなす、然れば則ち記する者罪なくして之を身に行ふもの即ち罪あるなり、請ふ予輩をして少しく遊里の事を記さしめよ、市の西端魔窟あり、稱して西遊郭と曰ふ、其繁昌多く三都の花街に譲らず、才子こゝに蹉跎し佳人こゝに墮落す、而して蹉跎する者と墮落する者と並びに之を自覺せず痴戲演じ来る日又日、夜又夜しかも猶ほ足れりとせず、疣上疣を加へたるは東遊

郭なり、嗚呼誰か賢を賢として色に易ふる者ぞ

市に近きところ沼田郡新庄には三瀧あり、佐伯郡己斐村には己斐の瀧あり、草津に海水浴あり、然れども夏季遊ぶに宜しきは厳島を最とす、其景勝の如きは今説くを要せざるべし

52. 明治二九年七月二十六日

●市内の景況(昨日) 今廿六日(旧六月十六日)より三日間、厳島神社に於て管弦祭を施行するに付、当市内各町は例年の通り昨日より各戸軒提燈を掲げ、商家は何れも業を休みたり、御供船は京橋町より一艘を出して猿猴川筋を漕ぎ廻り、其他広瀬村の若連中は離し船一艘を浮べて、横川橋より下は江波浦まで下り、更に廻りて大手町通りの裏手を漕ぎて元安橋の下に出で、最も賑やかに離立つる由なり、此は午前七時より午後十二時までの間に於て各川を廻るものにて、其他にも一二艘の離船は出づる噂あれども、昨日までは未だ決定せざる由なり、各旅店にては何れも山陽鉄道の半減を当込て、夫れく多数の客を包容すべき準備をなし居れど、昨日までは未だ思ふた程の人数を見ざりし、尤も宇品町には諸商人の厳島に出掛くるもの続々詰めかけたることとて、一時は非常の雑沓を来せり、市内も午後に至りては弗々旅客も到着したることなれど、之は何れも遠方より出掛け来りしものにて、近村地方ものは本日にあらずれば出掛けず、昨日の処にては市内の景況は例年に比すれば不景氣の方にて、諸商人も何となく引立たざるの有様なりし、殊に例年能美島其他各所より厳島祭典を当て込みて市内に持来る西瓜の如きも、本年は誠に少なきことなるが、之は雨天続きの為不作なりし結果とは云へ、市内の不景氣なることにもよるものなるべし

53. 明治二九年七月二八日

●厳島の賑ひ 一昨日に於ける厳島の賑は実に非常なるものにて、遠くは伊予辺より舟を浮かべて態々出掛け来る、西は岩国、柳井津又は

三田尻の近傍よりも来たりしこととて、厳島沿岸は幾千の番船列なりて隙間もなき程なりしが、陸地に至れば露店又は見世物等の諸興行は至るところに筵舞台を設け、声を枯らして客を呼びたるより、此処に行くもの彼処に至るもの等実に無数にて、各旅店の如きは一軒として客の溢れざるはなく、紅葉谷、白雲洞の如き仙境すらも一昨日は熱鬧場裡に變じて氣息をも吐かれぬ有様なりし、客の種類は例年に比して中等以上の分子多かりしが、之れは汽船汽車等便利になりしためならんか、さて雑踏の中にも警官の注意は充分に行届き居りしより、幸ひにして不慮の災難にかかりしものは少なくなり、管弦祭の景況は追て詳細記載すべし

54. 明治二九年七月二九日

●厳島神社管弦祭 例年陰曆六月十七日を以て執行する厳島神社管弦祭は、本年は一昨二十七日は丁度其例祭日に相当したるを以て、盛大なる祭典を挙げたり、回顧すれば、昨年の当日は当市内に於て悪疫流行し、加ふるに台湾十匪の変報頻々達したるを以て、市民枕を高くして安んずるものなきため厳島祭も例年に比すれば参詣者至て少なく、為めに折角用意して客を待設けたる諸商人の九分通りは資本損の悲境に陥り、何れも悄然として引揚げたる由なるが、之に反して当年は明治二十七八年の戦役も大勝利に畢りて、市内に一の悪疫はなく、殊に山陽鉄道及び中国通ひの各汽船は何れも争ふて賃金の割引をなし、専ら乗客の利便を謀りたるより、其人出は近年稀れなる程にて、中にも日清戦争に従軍して凱旋したる各兵士は、お礼参りやら願果しやらお祭見物やらにて、家内眷属親子夫婦を引連れて参詣せしものは、近国より幾千人、近郷より近村よりは殆ど其数だも数ふる能はざる程の人出にて、厳島神社沿岸に番船の繋留せしは、恰も葉を敷き詰めしが如くにて、町内に溢れたる人は宛ながら蟻の子を散じたるが如くなりしが、其賑ひの一般は既に前号の紙上に於て報道せし通りなれば、今は暫く之を省きて管弦祭の景況を記載せん。(中略)...

一昨日は、汐の差し時即ち月の登る頃（午後十時）より管弦船を漕ぎ出し、汐の退く頃即ち夜の三時頃に式を了りたることとなるが、其間は参詣者は何れも眠に就かず、或は沖に漕ぎ、或は浜辺に出て、管弦船の見ゆる内は合掌膜拜し、中には一年中の悪病除けのためと称して、海水に浴し身を洗ふものなどもありしが、同町は一年一度の大祭のことなれば、裏通りの果に至るまで皆献燈を吊して、其賑ひは云はん方なく、実に近年稀なる盛祭なりし

55. 明治二十九年七月二十九日

● 厳島行の船と人 厳島神社管弦祭に付、宇品、草津、尾道及伊予各港と厳島間を航海したりし汽船第三宇和島、浦宮、第二肱川、新肱川、明光、白龍、太平、いざなぎ、第三電信、第三相生、熊野、神阪、隼、第二相生、周南、広島、第一相生、赤穂、第三集等にして、中国通ひ及び下方より上りし汽船は幾艘ありしや未だ之を知るを得ず、而して宇品水上警察署の取調に依れば、三日間の汽船および乗客は左の如し

廿五日	汽船	上陸	六百二十七名
	廿四艘	乗込	四百六十五名
廿六日	汽船	上陸	七百四十七名
	廿二艘	乗込	七百二十四名
廿七日	汽船	上陸	千八十三名
	三十艘	乗込	千三百九十一名
計		上陸	二千四百五十七名
		乗込	二千五百四十名

又一昨日中に、八方より厳島の海上に集まり来し和船は、三千七百余艘とぞ聞えしが、尚二十六日に於ける船中及び旅舎に宿せし者、七万余二百余名とぞ聞えし、又同日厳島に軍艦一艘、鎮守府御用船一艘、運輸通信部御用船一艘碇泊しありき、当日宇品水上警察署長は阿品草津間を数次巡回したる趣なり

56. 明治二十九年七月三〇日

● 厳島の祭典余聞 厳島神社管弦祭の景況は既に前号に記載せしが、今其後の報知によれば本年は非常の人出にて、例年旧十八日には参詣人悉く引払ふて厳島は俄に火の消たる如き有様なれども、本年は十八日に至りても船は錨を抜かず、参詣者は益々増加し来りて、前日の取調べには繫留船三千余艘、人員七万人なりしが、此日（十八日）に至りては船は七千の上に達し、人の数は実に二十万人以上に至れり、之が為各旅店は満員となりたるより、止むなく千疊閣に入りて一夜の露を凌ぎたるものなどもありしが、斯る雑沓の際にも其筋の注意行届きたるため、幸ひにして悪疫を免したるものはなく、又チボ等の難に罹りしものも少なりし、さて当日の諸雑品店は扇店二十八軒、氷店百八十二軒、飲食店四十九軒、雨傘店十七軒、袋物商三十四軒、飴店十二軒、团扇店二十一軒、カラツ店三軒、漬物店五軒、其他小売店二百十五軒にて、何れも予想外の商売がありしと、別に芝居、見世物等はまた格別の繁昌にて、一日の子収利実に数百円に上りしとすることに、例年に見ざる程の盛況なりしといふ

57. 明治二十九年七月三〇日

● 此頃の遊びどころ

▲ 可部の福応寺 勁松老松の影暗きまでに茂れる処、清冽の水漲りて幽邃実に言ひ難し、若し其れ釜を煮て茗一椀を喫せんか「をりく」になく蟬の音のなかりせば夏とも知らじ山寺の庵」との感あらんのみ、蓋し避暑随一の境なり

▲ 草津の海蔵寺 遠く能美、厳島の二島を眺め、近く草津沖の清波を見る、俗を避けたるの淨地にして水の掬すべきなきも霞の吸ふべきあり、思ふに涼を納れんには他に得難きの処？

▲ 厳島 草津を経て廿日市に達し更に越て厳島に至れば、青松風に鳴り、翠色波に映る、日本三景の一なる前面の絶勝を眉宇の間に収むべし

▲仁保島観音寺 眺望絶佳、清蔭静閑の境、人若し此処に暑を避けんか、「無数鳴蟬啼夕陽、溪亭無客日方長、曲肱間見迸泉雪、風動微聞松葉香」と詩想湧然として起らん、道程広島より東へ一里半余

▲新庄の三瀧 は日通寺より丁余にて達すべし、瀑流涼々として塵垢を洗ふに足る、曉起残月を踏み滴露にぬれて行け

▲川上の鮎胤 広島を上る一里余の川上に至り、網を投じて鮎を捉へ村酒一樽を買ひ来りて緑蔭に憩ひ、微酔の余清水を掬して嗽がば、俗気俟ち散りて仙境にあるの心地やせん、是亦忘暑の一策なり

58. 明治二九年八月六日

●敵島の中市 一昨四日は旧曆六月廿五日にあたり、昔より中市と称する日なり、しから近郷近在より農民の参詣するもの多かりしかば、諸商人は此日を当込み我一に多くの品物を売捌かんとて待に待たり、幸ひにして天晴れ夏雲奇峰多しの句そのままの雲はありたれども雨は降らず、午前九時頃より渡島の人漸く多く、老若男女を満載して帆に風を孕ましたる和船幾艘となく入りしが、十二時頃には旧十七日が再び来りしかと思はれしばかりの人の出なりき、然るに午後二三時頃より乾坤もゆるがぬほどの暑さに苦しみ、渡島せし人々は或は回廊に、或は千畳閣に、おもひくゝの処に行て涼を納れ、又は木の下蔭に憩ふも多かりしから、街頭はさまざま賑はしからざりき、されど是日の参詣者はおほかた近郷の人なりしから、別に之といふ買物もせず只売れたるは洪団扇、飴、五厘米、ちから餅、さなだ帯一銭の茶碗酒等にして、商人のあては全く外れぬ、扱参詣者は午後五時頃より夫々船に提灯をつけて帰り去り、惣燈明を点されし頃には既や寂然たる観ありけり、好景良夜、惜むらくは之を賞せん人の少かりしぞ憾みなる

59. 明治二九年八月一六日

●敵島神社玉取延年祭の景況 敵島神社に於ては、例年の通り陰曆七月五日(即ち去る十三日)を以て玉取延年祭を奉行したるが、同日は

午前九時頃より、見物人は彌山の麓より御笠山の近傍は申すに及ばず、回廊前に溢れて立錐の余地もなき程なりし、驅て十時半に至れば近郷近在より出掛け来りし玉取りの若者等は神社内に集りたるより、揉合の玉を恭々しく三宝に乗せ予て設け置きし升方客人神社前なる海中の四本柱の真中に吊したり、十一時半に至りて玉取を始めしが、若者等は何れも裸体となりて先づ海中に飛び込み夫より、三百余の人々は吾先に之を取らんと互ひに相争ふて、海中より人の肩に人を継ぎ又其上に人を継ぎて右の三宝に手を掛けんとすれば、傍らより之を邪魔して突落すより、其人人は直ちに海中に転落すれば、此間に玉を取をさめんと又々以前の如く人に人を継ぎて又突落され、斯すること幾度なるを知らずして、漸く玉を海中に落せば之よりは其争ひも一層激しくなり、互に組みつ敷れつ海中狭しと争ひたる末に、正午十二時頃に至りて玉の所在不分明となりしかば、何れも大に躁りて互に搜索し廻りしが、理髪職の矢的千吉なるもの早くも之を取りて堅く股倉に匿し既に持帰らんとしたる際、他の者に見付けられて又々揉み合ひとなり少時相争ふ中に又々玉の姿を失ふたれば、是は如何にと死物狂ひとなりて海中を探り居る中に、事務所より太鼓を打ちしかば何人が玉を取りしや不判明なりしに、八尾福松なるものは何時しか之を取り居りしことなれども、之れは未だ充分判然せざるに太鼓を打ちしは事務所の失策なりしと一同詰め寄せて談判に及びしかば、事務所にて大に迷惑し、更に翌十四日玉取の勝負を決することとなり、今日は先づ預りたるが、又右の八尾福松よりは予て広告せし通り米五俵を貰受けたしと詰めかけられ、遂に止むなく予告の米を与ふることになりたり、之れにて当日は式を了り更に十四日再び行ふこととなりしも、一年兩度延年祭を執行するは古来未曾有のことなりと、さて其翌十四日に至りては昨日よりは満潮遅きに付正午十二時より初まり、昨日同様海中に揉み合ふたる末、不思議にも今年十五歳なる株香千吉なるもの私が之を取りましたと事務所へ持きたるより、定めぬ如く玄米五俵を貰受

けたりしが鬼をも取挫がん若者等の手に入れずして、十五歳の小童が手に入れしは全く神の授け玉ふたるものなるべしと、町内の大評判なりといふ

60. 明治二十九年八月二十六日

● 厳島遊覧者の為にする切符に就て 山陽鉄道会社にては、今回厳島遊覧者の為に半減切符を發行せんとする計画あり、然るに此半減切符を神戸にて買求め当地に來りし後、厳島神社へ參詣せず当地にて所用を果し其切符を彼地に行く者へ割引直段よりは比較的高価(通常切符より割安)に売るが如きことあらんか、其弊や言ふに勝へざる者あれば、是等を取締るには厳島にて其切符へ或る特種の消印をなすか、否らざれば別に何とか適當の方法を設けざるべからずと云へり

61. 明治二十九年九月三日

● 野村子、白雲洞に入る 前内務大臣野村靖子、曩に紅塵万丈の都門を辭し去つて郷里に歸り、亡兄入江九市氏の追吊法会を営みぬと聞えしが、去る三十日午前五時同行五人と共に錦川丸にて三田尻より厳島に來り、大元谷の白雲洞に入りて四五日間滯留することとなりぬ、因みに記す、子は当地或は尾道に出で、夫れより帰京の予定なるよし

62. 明治二十九年九月六日

● 厳島遊覧割引切符規定案 山陽鉄道株式会社に於ける同割引切符規定案は左の如しと(別項広島停車場彙報中の記事参照)

第一条 厳島神社に參詣する京都、大阪、神戸辺乗客の便を図るため、特に遊覧割引切符を発売し、当分下りは土曜日神戸発四十一列車に、上りは日曜日及月曜日広島発第四十八列車に特に客車を増結し、此新計画を施行す

第二条 増結すべき客車には、兩側に厳島遊覧専用車と記したる標札を掲ぐべし、而して通例下等車六輛・中等車二輛以内増結すべ

きこと、但當分上等車の設備なし

第三条 本切符は、予め前条増結列車の座席に対する員數、即ち下等二百名、中等三十名を定め、日曜日より土曜日まで運輸課及び大阪、神戸市内代理店に於て発売す、郵便を以て申込の場合は郵便代用一割増及運送費(二錢)を送付せらるべし、若し乗客定數に滿つれば半途発売を停む

第四条 本切符(神戸広島間)は通用五日間の往復切符にして其代金右の通り

下等金二円、中等金三円五十錢

但し小兒四歳未満は無賃、十二歳未満は本文賃金の半額にして、切符表面に小兒と記せる朱印を捺捺す

第五条 本切符は一定の賃金にして、乗客は何れの駅より乗車(通過駅を除く)するも差支なし、兵庫以西各駅の乗客は予め駅長の手を経て、又は郵便にて運輸課へ向け、第三条の手際に依り該切符を請求せらるべし

第六条 此計画は一回毎に第何回施行と稱し、切符表面に特に大活字を以てアラビヤ數字の番号を記し、以て本券の濫用を防ぐ

第七条 本切符所持の乗客は、下りは土曜日神戸駅発第四十一列車に限り乗車すべし、又上りは日曜若くは月曜日広島駅発第四十八列車の外厳島遊覧専用車の設備なしと雖も、乗客の便宜に任せ、座席の余地ある限り月曜日広島発第四十八列車まで何列車に乘車するも差支なし

第八条 本切符所持の乗客は下り往道の際は途中下車を許さず、乗車駅より広島駅まで直行たるべし、但し上りは返道の際は乗客の便宜に任せ尾道、岡山、姫路の三駅に限り下車し、本切符通用期限内(広島にては遅くも月曜日第四十八列車まで乗車するを要す)に於て、更に上り列車に乘継ぎ帰路に就くを得べし

第九条 乗客若し本切符請求の後止むを得ざる事故差起り、規定の列車に乘車する能はざる時は、翌日即日曜日迄に運輸課に該切符

を返附すれば、其費額の二割引にて往復賃金の払戻すべし、右期を過ぐるか又は一旦乗車したる後途中にて乗客其都合により乗車を見合すことあるも、一切賃銀の払戻をなさざるものとす

第十条 本切符は往復とも、乗車の場合改札掛の改缺を受け、使用済の上は必ず改札掛に渡すべし

第十一条 本切符発売の際、本切符使用心得・厳島遊覧案内・接続船発着時刻・運賃及人力車賃金・遊覧列車発着時間・弁当売捌取・公衆電報取扱駅・其他の指定を記載したる刷物を添へ、乗客に渡すべし

第十二条 本切符の雛形は左の如し(雛形は略す)

63. 明治二九年九月二十七日

●厳島日より ▲紅葉谷 ここ漸く景勝を一倍し来らんとす、まだ人足繁くもあらねど山機霜籽もて織り出す秋の錦は、やがて三月の紅にも勝るものありなん、既や下葉はやや色づき初めにけり、定めて知る、雅客の杖を曳くもの多からんを▲大元谷 ここ観月にも好く遊覧にもよし、宿の亭主の冷淡なること呆るるの外なし▲廻廊 は名に負ふ観月の場所にて、望月の夜には景勝得も言はれぬばかりなりけり▲心なの人や この地には神馬の外に馬といふものなかりし処なるに、近頃乗馬二頭ありて借馬を業とする者あり、神社の近傍を駆廻りて累々たる馬糞を点々散在せるさま、其不潔なること言はん方なし、元来公園規則もあり巡査もあり、然るに其取締りをなさず徒らに神聖を汚さしむ、行旅の人に対して耻かしき事なり▲小学校 厳島町の小学校には良校長あり、良教員ありて、生徒は次第に増加し、今や殆んど入るゝの室なく一机に五人といふ有様なれども、町役場員は冷然として増築の企画をもなさず、之を看過せるは何の故ぞや

64. 明治二九年九月二十九日

●宮島の風景欧人の筆に上る 八月発売のセンチリユー雑誌を見る

に、我宮島の風景を賞する一篇の長文を載せたり、記者は宮島を以て瀬戸内海に於ける神聖なる一島と称し、「不朽の島」と呼び、口を極めて其風景の佳絶なるを説きたる末、同島の人民に接するに性質醇朴にして、宛がら上古の民に逢ふの感あり、蓋し日本近時の文明に後るゝこと百年なりと云ふも可ならん、外人の日本に遊ぶもの杖を宮島に曳くを忘るべからずと結べり、宮島天成の麗質は勢力あるセンチリユーの筆に依りて愈よ發揮せられ、将来欧人の宮島に遊ぶもの益々多かるべし

65. 明治二九年一〇月六日

●厳島日より ▲芸妓芝居 先月廿六日から遣る筈なりし処、都合あつて延引し漸く去る一日から幕を開けたり、役者は言はずと知れた宮島芸妓三十四人の内十人丈はねのけて二十四人が一連となり、役者新十郎を振付に頼み二十日の間稽古して鍛へあげたる腕前、悪からう筈なしと言ひたけれど善からう筈もなし、併し乍ら思ふたよりは上出来にて、初日千代萩、二日目鏡山いづれとも受けたり、人気澤山にして最頂の鼻下長より幕、目録、水引、幟などドシドシ贈りつけ、遣り場のなきに途惑せるばかり、其祝ひの品を代価に積れば約そ千円もあらんとは仰山らしけれど、兎に角宮島芸妓全盛、大盛とや謂はん

66. 明治二九年一月八日

●厳島の秋色

木公山人

天幸に一日の休暇を与ふ、如何にして相楽まんか、俗塵に投じて俗腸を肥さんと欲すれば東西南北至るところに其場あり、然れども塵を脱して仙郷に遊ばんと欲すれば白雲深き処に吟杖を曳ざるべからず、道遠からず清風鮮やかなるの地は今日厳島を除きて他に之れあらんや

▲三笠の浜 汽笛一響錨を投じて岸に上り、歩いて三笠の浜に到れば、一陣の西風既に秋を報じて満眼の光景眠るが如し、山は兀として半空を衝けども風は死して叢林に声なく、海面鏡に似て波上一抹の風

瀟を見ず、独り巖上に立て前岸を瞥見すれば卅六峰緩く横はりて人烟長へに山麓を繞る、閑々たる白帆眼下に浮んで水鳴波上に戯るの状、見来れば一として画中に入らざるはなし、

▲神苑の鹿 悠として来り悠として去り、飽けば眠り飢れば茹ふ、心到れば潮に浴して相楽み氣昂れば躍て山に奔る、幽谷に吟じ谿澗に謡ふ、唯巴れの欲するところを選んで江風明月、相関せざるものは夫れ敵島の神鹿なる乎、神苑に入て彼を呼び餌を与へて其背を撫すれば俗氣忽ち身を去て、坐ろに天地の大を忘るべし、牙籌場裡に輪窟を争ふの輩、薄書堆裏に心神を勞するの徒は宜しく去て敵島に遊び、白雲深き処に神鹿を友として一日の清閑を食るべし、極楽は十万億土の遠くにあらずして、近く敵島に在るを知るならん、

▲楓谷の楓 一条の溪泉を挟んで兩岸に燃ゆる数幹の霜葉、二月の花よりも紅にして今や実に其盛時に達す、見んと欲するものは此期を失ふべからざるなり、行け、行て楓谷に遊べ、枝を折て馥郁たる香氣鼻端に衝くなしと雖も、箆を拾ふて樹間を逍遙すれば靈秀の氣自ら袂裏を襲ふ、谷に下りて嗽ぎ床に踞して茗香を煮る、身は宛然仙境に入るの思ひあらん、若し酒を温めて楓神を呼ばんと欲するものは、傍らの旗亭に足を投じて拍手一番すれば、佳肴珍味立ちどころに弁ずるを得べし、杯を手にして白雲に嘯き琴を弾じて紅於を謡へば、清風徐るに座間に湧きて逸興頓にあがり殆んど家に帰るを忘るべし、ア、天下の絶勝は敵島に在り、敵島の勝は秋色に在り、而して秋色の勝は実に楓谷に在りとす、三秋の行楽は觀楓に若くものなし、世人行て大に楓谷に遊べ、楓谷の楓を知らざるものは共に天下の秋色を談ずるに足らざる也

▲松風の瀧 白沙青松の間、鹿を追ふて静に歩を移さば、大元浦の公園に到るを得べし、老杉古松鬱然として天をおお蔽ふの間、奇巖苔を含んで横はる所に一条の溪泉懸る、これを松風の瀧といふ、瀧は今水涸れて空しく山腹を曝らすと雖ども、また咽喉を潤すの甘露を得がたきにあらず、奇石あり踞して謡ふべく芝生の氈地あり、臥して天を仰

ぐを得べし、万葉の紅花俗眼を慰するなしと雖も、満園の楓樹は以て吟醸を洗ふに足る、孤瓢を傾けて紅葉に酔ひ、輕袖を翻して風に躍る、一日の遊觀実に余りありとす、若し良夜霜を踏んで月前に満園の風光を賞するあらば、清快実に云ふべからざるものあらん

敵島に遊ばんとするものは、汽船を賃して東は宇品より航するを得べく、西は草津より達するを得べし、陸行は車を駆りて坦道を奔り阿品の濱より舟を浮べなば、歎乃一曲の間に敵島に運び去らるべし、海航陸行共に行客の便に任ず、行け行て大に当年の風光を賞せよ去ぬる天長節の当日、木公、岨翠の両兄と共に敵島の秋色を賞し、同夜楓亭に一泊するの義を決して醉余各枕に就く、時恰も三更、覺えず華胥に遊びて天下の太平を夢みたりしが、早曉起て杯を呼べば木公、岨翠の両兄は已に去つて影なし、蓋し深夜装を整へて瓢然楓亭を立ち出で神隠しに逢ひたるなり、余は竟に両兄の之く所を知らず、帰後此記事を見て其頗る真面目なるに驚けり、神隠しに逢ひたるの一段何故に省かれたる乎

秋風生附記

67. 明治二九年一月一四日

●敵島遊覽切符 山陽鉄道会社発行の敵島遊覽切符は、神戸広島間に於て発売し、其日限は今十四日限りの処、該切符有効期限は三日間なれば、尚ほ遊覽は来る十七日迄は往復することとなるべし

68. 明治二九年一月一日

●伊藤大勲位侯(来広) 大勲位侯爵として世に時めきたまふ伊藤博文侯は、当地へ来られるとか来られぬとか左右噂ありけるが、彌よ昨日午後零時四十二分着列車にて当地に來り、大手町三丁目長沼旅館に投じたりき、嘗て大宰相として国家の枢機を握られし折には着館の前触なども有りしこととて、旅館にても相応の用意をなしけるも、今度は極手輕にて然る用意もなく卒然の来広に、之は之はと旅館にても驚きたりなり、併し乍ら其列車の広島駅に着きたりし時は、師團、県庁、

控訴院其他の諸官衙の高等官おほかたは出迎へて、大島第九旅団長の如きは特に旅館迄随行し少時談話をなしけるが、追々訪問する者引も切らざりき、侯の従者はかの詩人錦山（前の内閣属矢土勝之氏）及び日高某と、外に一人婦人あるを見受けしが、例の人にもやあらん杯と噂し合へる者もありけり、停車場より旅館に来る途中、侯は一人乗の腕車に乗り黒の洋服を着け、其上に二重マントウを纏ひ略帽を戴き、巻烟草をくゆらしつつありしは、頗る質素の風体にぞありける、侯の一行は何れ当地より厳島に赴くならん

69. 明治二九年一月五日

●厳島に於ける伊藤侯 厳島に赴きたりし大勲位伊藤博文侯には、去る二日浦めぐり果て、後、網の浦より上陸し直ちに大元谷に行き、白雲洞（能美正五郎方）の第二号座敷に休憩したる上、主人の案内にて庭内松風の瀧などを観たりしが、大元谷には初めて遊びしにや、此谷を開きし子細聞かせよとて其来歴を聞き、頻りに賞賛しつつ座に復り、随行の人々と共に酒酌み交はしつ、二時間あまり程経て午後三時過に同所を立出で楓谷の岩惣に帰りぬ、扱かねて二日には出立つとの事なりしに、其様子なくて同夜も落つきたるは宮島の風景ながめ盡されぬ故かとも思はるれど、他に仔細あらんとこそ思はれたれ、又三日には午前九時頃社参しつ、社務所にて神子が奏する小蝶の舞を觀たりとかや、因みに記す侯ははじめ井上伯と会見せん筈なりし趣きにて、其場所は舞子なりと云ひ、尾道なりと云ひ、岡山なりとも云へりしが、兎角会見の機を得ざりき、尚侯は郷里に帰りて廿日頃まで滞在し、再び舞子に出て新年を迎ふることとなるべしと伝ふる者あり

70. 明治三〇年一月一日

●厳島行啓御内儀 曩に東電によりて記し奉りし趣もあるが、皇太后宮陛下には予て厳島御遊覧の思召立之ありしも、種々の御都合にて行啓遊ばさせられざりしが、本年は先帝三十年御忌相当につき御法宮の

為め京都まで行啓の御序を以て、来る二月七日頃を期し厳島にあらせらるべき御内儀之れあるよしにして、当県庁にても内々必要の準備中なりと聞く、果して厳島行啓仰出されし上は当市へも御立寄りあらせられ、曩に征清役中大本營に充てさせられし諸建物等を仔細に御覽遊ばさるべしと承り及びぬ

71. 明治三〇年一月五日

●こそ今年 ▲厳島 歳末は至つて好景氣にして戸毎に餅を搗かぬものなし、又松飾りをせぬ者なく何れも旧正月を取こしたるものゝ如くなりけり、又卅一日には松明祭りといふを厳島神社にて執行したるが、同日午後五時より祭典を初め同三十分頃より御笠浜に於て一同祈祷をなし、夫より四五十貫目もあるべき大松明八本に火を付け、夫れより小松明数百本に火を付け神地内を練歩くこと約そ一時半余に及びしが、其あかりは昼を欺くばかりなりき、然るに同日は旧廿五日にあたりしを以て恰も満潮なりしかば、数百の松明潮水に映り、其光景得も言はれず、惣燈明も好観なれど此は彼に異なり目も覺むるばかりなりけり、扱七時頃に至り社務所にて合図の太鼓を打ちければ、之を聞きて火を消止めたりとなり▲廿日市 歳末は金融逼迫の為商況不活発にして、殊に旧曆の正朔を奉ずるもの多ければ、正月らしきこと更になく町内寂然たる有様なりき、とは云へ郡役所、税務署、警察署、区裁判所出張所、小林区署、町役場、小学校、郵便局等の各職員は一同郡役所議事堂内に会し、一月一日午前十時より互礼会を催はしけるが、其景氣は遠に正月らしきものにぞありける、尚三十一日は朝来寒氣甚だしく、六花霏々として降り一面銀世界を現したり、是なん同地に於ける初雪なりける

72. 明治三〇年一月二六日

●厳島に於ける乗揚客 昨廿九年中、関西同盟汽船合併計算組所属汽船より厳島に揚陸せし船客は、四万二千四百五十人にして、同地より

其汽船に乗込みし船客は四万六千三百六十七人なり、但し其船数は三千五百四十二艘なり

73. 明治三〇年二月二三日

●一昨日の厳島 厳島の六日年越当日は国喪期間に属せし為め、例年の式をば一昨二十一日に延期することとなしたりしが、何さま当日を過ぎ去りしこととて渡島者も多からず、立相場の式の如きは例によりて行ひ、当夜は総燈明をも点火せしかど余まり賑々しからざりき、尤も日曜日の事にもあり且つ天気も好晴なりし処より、遊歩旁々出懸けたるものは随分少なからずして、市況も平日に比しては引立ちたる方なりといへり

74. 明治三〇年三月九日

●厳島の名産 日本三景の一として遠く海外にまでも知られし我佐伯郡の厳島は、今更事新らしく云ふまでもなく、山光水色二つながら海外絶倫の地なるが、此に産する杓子は、昔より同地名産の一として大に好評を博したるものなるより、職工問屋等は永く其名譽を失墜せざらんがため、曩に七十余名相会し鞏固なる団体を設け、一の申合規約書を編し、毎月一人分若干つの金員を出して取締人等の年俸及諸雑費を支払ひ、残余の金員は積立金となして非常の失費に供せん約束なりしが、取締人××清吉、評議員××梅吉及び××光太郎、××次郎、××政太郎、××文吉等は之を不可となし、積金を為さんよりは寧ろ宴会を開きて労を慰むるの快に若かずと内々同意者を募り、漸く二十五名の飲み仲間を得たるより稲正楼に会して盛なる宴会を開きしと、席に列するものは右の二十五名限りなるが、其費用七円余は取締人と現金預り人を欺きて積金の内より支払はしめしを以て、他の者は非常に憤り目下紛議中なりといふ、団体にして斯る始末なる以上は名産杓子の前途大に憂ふべきものありとて、心あるものは同地の為に歎息し居るものと云

75. 明治三〇年三月一二日

●厳島職工問屋組合の紛議 曩に厳島の名産と題して同地に於ける杓子職工問屋組合紛議の始末を記載したることありしが、今又之に就て下の如く申し来れり、曰く本年旧正月以来同組合の懇親会を催さんと重立たる役員は協議を遂げたる処、一同の賛成の意を表し其費用は金七円と定め、而して其支出方法は組合中相互の積立金の内よりすることに決定し、遂に旧二月一日稲正楼に於て宴会を開くこととなりたるものにて、幹事は××光太郎、××大吉、××政次郎、××久吉外二名の杓子仲間のものなりしが、其翌日に至り右の宴会費即ち金七円の支払方を組合取締人に請求したる処、同役××清吉、××文次郎、××序平等は協議決定済の金員なれば、速に現金預り人に対し支払の証明書を作り、之を××光太郎等の幹事へ与へたるより、直ちに現金預り人に対し之を受取らんとするに、彼等は前協議上に於て決定したる意見を異にし容易に渡さざるに付其理由を尋ねんとすれば、言語を左右に曲げて、組頭の内より之を拒むものあるに付仮令取締人の証明ありと雖も渡し得らざることを陳弁したりしかば、右幹事等は大に立腹して事の始末を取締人に申告したる処、既に組合一同の賛同を経たる金額に対して今更不服を申立つるは実に其意を得ざることなりとて、直に右組頭に照会せしに、之に答ふるには右宴会の際幹事より酒肴を贈らざりしか或は懇親会へ誘引せざりしか、一向取るに足らざる意見を主張するより、取締人も其理由の薄弱なるを一笑に付し、更に右の次第を幹事に報じたりしかば、幹事は再び組頭に迫りたる処、固より之を拒むの権なきを以て直ちに払渡すこととなりたるが、之に就て其拒みたる理由を探知するに、全く右の宴会を自分にて受負ひ以て幾等かの利益を貪らんとしたるに、因らずも幹事は前記の六名に定まり料理は稲正楼へ誂へたることなれば、案に相違の結果此に至りたるものなりと云へど、此は反対派の言にかゝれば事の正否曲直は容易に知るべからず

76. 明治三〇年三月一七日

● 厳島神社保存の件 小鷹狩代議士等は、議会对して厳島神社保存費補助に關する建議案を提出したるが、右は国庫金二十万円を十ヶ賦とし、一年二万円づゝ下付あらんことを請ふの主旨なり、予て屢々報道したる如く、同神社保存の計画は有志者間の考案に上りて、已に山陽鐵道会社より二千元、浅野侯爵より千五百円、毛利侯爵より千五百円、岩崎家より千五百円、伊藤侯爵より五百円の寄附金あり（別に天皇皇后兩陛下より金千円の下賜もあり）、結果此義捐金を十万円の額に達せしめたる上、右国庫補助金と合して三十万円の保存基金となし、之によりて厳島の壯麗美観を不朽に保存せんと云ふに在り（保存の趣意等は前に已に掲げたれば略す）

77. 明治三〇年三月二五日

● 厳島保存費補助否決の事 厳島神社保存費補助建議案は、議会对して否決せられたるが、当日該案提出者小鷹狩元凱君は簡單なる説明を為して即決を望み、草刈親明君は、古社寺保存法案は已に兩院を通過したる事なれば本案は不必要なり、提出者は須らく之を撤回すべし、否らざるば之を否決せんと述べ、議長は之を採決せしに、起立者僅かに数名に過ぎずして否決となりしなり、該案は左の如くにてありつ

安芸国厳島神社は、往古推古天皇の御宇に創建せられ、其の歴史を伝ふる固より久し、殊に社殿宏社にして數十の口社末社及巨大の堂塔之に附屬とし、各所に散布せり、而して全島の山水明媚なる為、古来日本三景の一と称せられ、内外国人の敬慕する者少からず、実に東洋の一大偉觀と云ふべし、然るに之が維持保存の現状を顧れば、明治二十年以降向三十年間毎年国庫より金一千百十三円の配布あり、内三分五厘を保存資本として積置くに止り、其基礎未だ確立せず、是を以て此の名社勝景も数十年を俟たず湮滅攘廢するの恐なしとせざれば、右保存費として国庫より金二十万円を、毎年金二万円づつ十年間に補助せられ、此の東洋無比の絶景を永遠に保存するの

道を立てられんことを望む、右建議す

78. 明治三〇年四月七日

● 四日の厳島 打つゞきし雨は晴れて、去る四日は天もうらゝかに氣も爽やかなるを覚えしから、いでや此好晴れに蟄居せんも甲斐なしとて、広島より、呉より、江田島より、岩国より、其他近在近郷より厳島に渡りし者は数知れぬばかりにて、中には行厨の用意をさへなし来りしもあり、扱公園の花觀るに宜しきところは我一と雅俗の占領するところとなり、後れて到りし者はまた我席を敷かん場所を得るに苦しみぬ、彼方には鼓の音聞ゆれば、此方には三弦の声聞え、然しも幽声閑雅の境を俗了することを厭はざる殺風景の人さへ少からざりけり、名にし負ふ桜の花はまだ蕾の漸く咲はんとするばかりにて、眺めは此後にこそ在らめと思はれにき

79. 明治三〇年四月一三日

● 厳島七浦めぐり 厳島に渡るもの、概ね厳島社頭の光景のみを見て其全島の風致如何を問はず、蓋し七浦めぐりをなさざれば未だ其全景を評するに足らざるなり、所謂「安芸の宮島廻れば七里、七里七浦七夷」と歌にうたはるゝ勝地は、杉之浦、鷹之巢、腰少、青海苔、藪崎、洲屋、御床等なり、今や春色いたる所の風致をして一層深趣あらしめ、而して寥廓快活、心神涼爽なるを覚えしむ、乃ち今十三日より廿一日迄、毎半の日には宇品より七浦めぐりをなすべき汽船（臨時船）の便あり、左の如し

十三日、十五日、十七日、十九日、廿一日

又通常船は、例の通り毎日宇品及び草津より汽船の便あり、此汽船便にても緩々社頭近傍の景色を賞し、即日帰來することを得べし

80. 明治三〇年四月一五日

● 官幣中社に列せられんとす 厳島神社は従来国幣中社なるが、近々

官幣中社に列せらるゝ趣きにて、其筋にて目下評議中なるよし、多分その事に決するならん、按ずるに延喜式にも安芸国三坐、速谷、伊都岐島、多家とありて、其内速谷神社のみ今の官幣中社にあたり、他の二社は今の国幣中社にあたり、然るに平家全盛の時代に至り後白河、高倉の両上皇嚴島に御幸ありて、官幣に御取扱ひありしよし、而して王朝陵夷武家の世となりては旧式も廃れ、各神社は興廢一ならず、明治の初め官幣・国幣以下の社格を定められし際、嚴島は国幣中社、多家神社は県社、速谷神社は郷社となれり、但し往昔奈良の朝諸国一宮を定められし時、嚴島を以て安芸国一宮とせられしを見れば、矢張り首座かと或人は云へり

81. 明治三〇年四月一五日

●嚴島神社の神能 嚴島神社にては、毎年陰曆三月十六日より十八日迄三日間の神能の催ほしあり、雨天なれば順延となす筈なれども、三日間雨天ならば流会となすよし、今や桜花満開の好時節、定めて渡島者多かりなん

神能番組(初日)翁、田村、楊貴妃、鉢木、大江山、(二日)竹生島、実盛、井筒、俊寛、殺生石、(三日)三輪、小督、蟬丸、鳥頭、弦上

入能は未定、狂言もいまだ聞かず

82. 明治三〇年四月一五日

●嚴島に遊ぶもの多し 嚴島神社に、十七日より三日間神能の催ほしあることは別項掲ぐる所の如し、而して十六日には桃花祭を行ふあり、是際七浦めぐり(毎半の日)の汽船便あり、今や全島いたるところ春色正に濃かにして、花は笑ひ柳は眠る、故に渡島人は頗ぶる多しと云ふ、蓋し嚴島に遊ばん者、此時を過す可からざるなり

83. 明治三〇年四月一六日 広告  
安芸ノ宮嶋桜花ナリ

本月十三日、十五日、十七日、十九日、廿一日七浦廻ノ為メ、宇品午前七時三十分、草津八時発、宮島九時着、直二浦廻り、臨時熊野丸発正午十二時拜参及遊覽トシテ上陸、午後三時復船帰港、往復費錢五十錢 但シ雨天ハ航海セズ

宇品 宮友回漕店  
草津 赤松回漕店

84. 明治三〇年四月二二日

●嚴島桃花祭の神能 嚴島神社にては、桃花祭に付去る十七日(旧曆十六日)より三日間神能を催ほしけるが、十七日は土曜日なり、且好天氣なりしから午後より人の出多く、神能を拝観するもの山をなし、翌十八日は又日曜日なりしゆえ朝来雨天なりしかど、能舞台前の浅敷および廻廊等は錐を立つる余地だになく、殊に其日行ひし釣狐は見物なりければ、余りに人の込合ひし為浅敷の座を落したりとか、此の如きことは十年以来聞かざる所にして、本年の如き盛況は蓋し稀なり、右三夜とも惣燈明を点したるが、時しも遅桜は満開なり、又汐は満ち居りて其光景得も言はれず、渡島者をして満足せしめたりき

85. 明治三〇年四月二二日 広告

●汽船宇品、草津、宮島、岩国間定期航海廣告

宇品発 草津、宮島行午前七時

草津、宮島、岩国行午前十時半

草津発 宮島行午前七時半

宮島、岩国行午前十一時

宇品行午後四時半

宮島発 草津宇品行午前八時半午後三時

岩国行正午十二時

岩国発 宮島、宇品

草津

行午後一時半

楓若葉

三丁目 吉川 回漕店

後ソ桜 見頃

宇品港 宮友 回漕店

宮島港 伊藤 回漕店

岩国港 蘆見 回漕店

86. 明治三〇年五月一六日

● 厳島特報 ▲軍艦出入 帝国軍艦鎮遠、松島、高千穂、扶桑の四艘は、去る十二日午前十時頃列をなして有浦沖合に投錨し、乗組士官水兵等は皆上陸して島中大いに賑ひたり、而して旅人宿、料理店、物産店等の類は意外の繁昌を得て、貸座敷の如きは娼妓忽ち箱切れとなりぬ、但し芸妓には左して影響せざりき、右四艦とも十三日午前七時抜錨、愛媛県三津浜さして出発せり

87. 明治三〇年六月一日

● 厳島の三雅 曰く時鳥はとしま、曰く水鶏くいな、曰く鹿の子、今や其季節は来りて時鳥は去る廿六日の夜より鳴はじめ、水鶏は廿八日の夜より叩きはじめ、鹿の子はよろこんで飛ありきつゝあり、特に楓谷は今頃若葉の見頃なれば、渡航者の目を覚すべきもの多し

88. 明治三〇年六月二五日

● 厳島の管弦祭に就て 来る七月十六日は旧六月十七日にして、厳島管弦祭当日なるが、例年その前後船舶の衝突ありて、警察取締上行届き兼ねる点もあるより、本年は広島、尾道両水上警察署に於て、左の方針に由り充分取締をなす由なり

一 船舶の衝突は往々夜中船燈を点せざるに起因すれば、先づ各船舶に付其有無を取調べ、其備へなきものは之を備へしむる事

一 船内衛生に注意し、乗客に供する飲食物を精選せしめ、且冷水

を飲用せしめざる事

一 船舶衝突等ありし場合に、往々乗客の住所姓名を知り難きことありて不都合なれば、船舶に於て乗客の姓名を明記せしめ置く事

一 成る可く定員外の乗客を載せしめざる事

是等の点に就き予め注意を与ふるの必要あれば、来る七月一日より船燈有無の取調べをなし、且夫々注意方を示達する趣なり

89. 明治三〇年六月二六日

● 大元谷ホテル 厳島大元谷白雲洞の主人能美正五郎氏は、明治二十二年大元谷公園地及び神地等を拝借し、草木鬱蒼たる荒蕪地を開かんことに着手し、漸く住所、客間等を建設し、同二十七年迄に住所一箇所・客座敷三箇所等、都合四箇所の家屋落成したり、是に於て大いに風致を増し、一の立派なる遊園とはなれり、然るに氏はなほ足れりと思はず、二十八年中一のホテルを建設せんと思ひ立ち、同年十一月より之れに着手し、木材を精選して買集めしのみか、他の構造方を見し参考にして非常に注意を加えしが、此程に至り落成したれば去る二十二日その開業式を行へり、当日招待せられしは町役場員、神官、小学教員、町会議員、其他の有志者等百余名にして、案内せられしものは皆漏なく参集し、園内に設けたる模擬茶店にて宴会を飲食し暫らく楽しみ後、午後四時頃よりホテルの座敷にて宴会を開き、新券番芸妓十六名杯盤の間に周旋し、席上演説あり、祝文朗読ありて、何れも退散せしは午後八時の頃なりきとぞ、右の建物は三間半に七間にして、木材は重に檜木を用い実に結構善美なり、而して床柱のごときは松の皮にして随分立派なり、廻り縁ありて便所は二箇所を設く、廁の作事おもしろし、蓋し厳島八百余戸中第一の結構ならんと云へり

90. 明治三〇年六月二七日

● 厳島管弦祭と宮市 山陽鉄道延長線は、来る七月十日頃迄に柳井まで通ずれば、管弦祭の節には尤も旅客に利便を与ふ可し、又秋季の宮

迄には三田尻迄開通す可しとなり

91. 明治三〇年七月九日

● 厳島に於ける棧橋 厳島宇小浦浜に今回棧橋を新設せしが、右は既に工事竣成したるを以て、明後十一日より開通する筈なり、又大野宇赤崎の棧橋は、山陽鉄道全通五日前より開通せん都合なりと、其船舶の寄宿、荷客の乗場に便利なること多大なり

92. 明治三〇年七月一〇日

● 厳島管弦祭に就て 広島水上警察署にては、昨日向宇品、宇品蛤雁木等の各渡船業者を残らず同署に呼寄せ、左の通り訓示したりき、尚ほ明十一日は粟屋署長が厳島に赴き、同地にて同様の訓示をなす由

(一) 甲板上に人を乗す可からざる事

(二) 本年は悪疫なしと雖も、船内を清潔にす可き事

(三) 飲食物に注意す可き事、尚生水を飲む可からざる事

(四) 船中にて病者有之時は、最寄役所及び巡査に告知し、其指揮を受け、而して後他の乗客の上陸をなさしむる事

(五) 渡船中、成る可く予防薬の類を準備し置く事

(六) 正当の賃金を定むる事

(七) 舷燈は必らず所持し、不都合無之様点燈す可き事

(八) 乗客の住所姓名を記載し、船宿へ届置く可き事

(九) 風俗を乱すこと無之様、注意す可き事

右箇条の内、沈船の事に就ては、昨日午後各当業者を呼寄せ、協議の上定めしめたりし筈なり、又広島警察署にては本日午前八時より旅人宿、木賃宿、料理店、汽船宿等の各当業者を招き訓示する処あらんとす、用意亦周到なり

93. 明治三〇年七月一三日

● 厳島祭参詣の便利 明十四日より其翌十五、十六日へかけての三日間は、例年の通り厳島神社の祭典なるが、本年は山陽鉄道に於て参詣者の便利を計り、汽車賃二割引となしたれば、其人出もまた殊の外多きことならんが、是迄は厳島へ渡航せんには汽船の便ありしも、厳島には未だ棧橋の設けあらざりしを以て、乗り降りの際危険少なからず、現に昨年の如きは端船はたぶ転覆したることさへあれば、老幼婦女子の渡航には殊更注意を要する所なりしが、本年は既に棧橋も落成したることゆえ、上陸の利便は云ふまでもなかるべし、また厳島に至らんと欲するものは、草津より汽船に乗るを最も便利なりとす、汽船は一時間毎に出帆する由なり

94. 明治三〇年七月一五日

● 厳島渡航の旅客は注意せよ 厳島管弦祭に付、本日より厳島に渡航する者の多きことは言う迄もなく、其混雑名状す可からざる程なれば、旅客は尤も注意せざる可からず、元来船宿の如きは旅客の便利如何を問はず、又危険をさへ顧みざることなれば、汽船和船等の輻輳したる場合に於て、旅客の上陸する者は屢々危険と不便とを感ず、今ま厳島に新設の棧橋は、実に其危険と不便とを除かん為に設置せられし者なれば、旅客は草津よりするに於ても宇品よりするに於ても、先づ須らく棧橋に寄すべき船に乗らざる可からず、元より何れよりするも距離甚だ遠からざれば、航海上さして危険はなきも、前年混雑の為に船の転覆したることもありし故、その乗船は成る可く棧橋に寄らしむることとなす可し、又宇品よりするは、寧ろ草津より渡航するの便利なるに若かず、海上の距離は比較上一二海里近ければ也

95. 明治三〇年七月一六日

● 宇品厳島間航海汽船 管弦祭に付、宇品厳島間を航海する汽船は左の如し

神阪丸、熊野丸、隼丸、千草川丸、第四共同丸、愛国丸、大勢丸、  
寿丸、中津川丸

96. 明治三〇年七月一六日

●市内に於る宮祭の景況 昨日より宮島祭なるを以て、当市内に於ては各町齊しく軒提燈を掲げ、中には一昨夜より高竿を立て其上に献燈をなしたるものなどもありて、夜に入れば東西南北の空高く献燈のきらめくさま、宛ながら海王星の天に輝くが如くにて、例年のこととは云ひながら中々の奇観なりし、昨日本市に入込みたるは他国人にて四百七十五名、本県人にて三百六十四名、之を平常に比すれば三割方の増加なりとのことなれど、同日までのところにて算ずれば、其人出至て少なく賑やかなりと云はんよりは、寧ろ寂びしと云ふ方が適當ならん、併し其本祭は即ち今十七日（陰曆）に在ることなれば、昨晚より今朝へ掛けての人は俄に増大し来らんやも未だ測り知るべからざるなり、されど呉服屋などにては二三日前より安反物の売行非常に宜しく、各店何れも店頭は人の山を築きしほどの有様なりと、其他氷屋などは此夏祭を当込みて、昨日より直上げをなさんと相談し居る由にて、外に露店商人等は何れ劣らず腕をたゝいて仕入の準備をなせり、又昨夜より今夜へかけては出汐に浴して身の無病息災を祈る慣例なれば、本川筋・元安川筋・其他京橋川・猿喉川筋は男女の水浴定めし多かるべし、流されぬ用心こそ肝要なり、又本年は宮中喪中なればと遠慮申上げ、御供船は見合はずことに決定したる由なれど、囃船だけは西九軒町外二ヶ所より都合三艘を浮ぶる由なれば、夜に入りてより各川の雑沓は非常なるべし

97. 明治三〇年七月一八日

●厳島管弦祭の景況 本年は陰陽両曆の相先後せること恰も一箇月にして、一昨十六日は実に旧六月十七日なりき、而して厳島神社の管弦祭は同日を以て執行せられぬ、此祭事たる非常の盛典にして、且其祭

神の崇敬浅からざるより名到るところに高く詣り賽する者四方よりす、祭事はともより典例ありて漫りならず、毎年行ふ所左の如し

午前八時神饌供奉、御船三艘を仕立て屋形を造り、其中に神輿を安置し、烏帽子直垂の神官数名左右に列し、水主の如きも由緒正しき者を選び、素袍袴に烏帽子を被り、各々棹を把つて乗り引船三艘槽を押し立て、大鳥居の前より直ちに地御前神社の広前に渡り、管弦を奏し、夫より本島に帰りて長浜濱神社及大元神社等の前にても、同じく管弦を奏したる後、玉の御池のほとりに来り、其池の内に入りて三度廻しの式といふを行ふ、亦古例あり、此式終りて本宮へ昇殿するなり

無論本年とても典例に変わりはなかりしも、其管弦船は月の登る頃（汐のさし時）即ち午後八時二十二分頃より漕ぎ始め、月の入る頃（汐の退き頃）即ち午前六時過に至りて漕ぎ納めたり、此管弦船を漕ぎつゝ、或ひは奏しつゝある間、即ち管弦祭の執行せられつゝある間は、実に厳島前面の海上に無比の壯観を呈せり、幾万の紅燈、幾万の黒影一輪の明月に照されて、今宵活画図中の物となり、単へに神徳を仰ぐかと思へば、靈神の宮居も彌高きを覚ゆ、聞く本年の参詣者は昨年に比すれば少く殆んど其七分方なりと、夫れ或ひは然らん、蓋し昨廿九年は戦勝の余りに勇み立ちたる人氣は、抑へんとすれども抑へ難く、喜心人を活躍せしめて事毎に浮れしめたりき、況んや征清征台の健児にして、其遠征のはじめ神に祈契をこめし者少からざりしを以て、其無事の凱旋を報謝せんとする底の参詣者最も多かりしに於てをや、然るに本年は僅かに昨今その称を異にして事情大いに違へる者あり、戦勝に伴ふて国力は膨張したれども、物価の騰貴は何人の囊中にも多少の影響を及ぼし人氣更に引立たず、其昨年に比し人出の少かりしも、亦その故にあらずや

98. 明治三〇年七月二〇日

●厳島詣での客 本年管弦祭に付、厳島に詣でたりし客は中等以上の

者少く、中等以下の者多数を占めたりしが、這は汽車の開通を待つて他日の清遊を期するに在るか、或人は言へりき

99. 明治三〇年八月六日

●宮島及び岩国行大割引切符發行 今回宮島棧橋を設けたるに付、其披露として棧橋料を取らざる上に、宮島棧橋假事務所に於て大割引切符を発売するよし、即ち左の如し

宮島より広島迄 (中等) 十四錢 (下等) 六錢  
宮島より岩国迄 (中等) 十錢 (下等) 五錢

右汽船は熊野丸、神阪丸、隼丸の三艘にして、宮島出港時間は

(宇品行) 午前六時、正午十二時、午後五時半

(岩国行) 午前九時、同十時

旅客は右船名に注意す可し、因みに記す、他の汽船は宮島行中等賃金は廿五錢、下等賃金は十六錢なれば、其廉価にして便利なること此上もなし

100. 明治三〇年九月二日

●敵島渡航者の注意 来る二十五日より広島徳山間山陽鉄道開通に付、宇品發敵島行の汽船航海を停止し、佐伯郡大野村宮島停車場前棧橋より宮島港棧橋へ、毎日数回汽船航海をなす、這は鉄道列車發着時間と連絡せるものなれば、頗ぶる利便なり、委細は本日の特別広告に就て知りたまへ

特別広告

山陽鉄道神戸、徳山間來ル廿五日ヨリ營業開始ニ付、日本三景ノ一則チ敵島神社へ參詣ノ御便利ヲ謀リ、大野村宮島駅前棧橋ヨリ宮島港棧橋迄、毎日左ノ通り鉄道ト接続定期汽船航海仕候也

宮島駅發 午前 四時 / 同 八時三十分  
敵島行 同 十時 / 正午 十二時

同 四時四十分 / 同 六時十分 / 同 十時二十分  
午前 三時二十分 糸崎行 / 同 七時二十分 糸崎行  
同 九時二十分 京都行 / 同 十時四十分 徳山行・岡山行  
敵島棧橋發 午後 二時十分 徳山行・神戸行  
同 五時二十分 神戸行・徳山行  
同 九時三十分 大阪行

但シ棧橋無賃 汽船料大人 八錢以下 往復券ハ大割引

注意 棧橋事務所ニ於テ直接乗客取扱候

追テ毎日宇品發敵島行汽船航海ハ、二十五日ヨリ当分總テ停止ス

赤碕、敵島兩棧橋係

101. 明治三〇年一〇月三日

●敵島渡航者の注意 今三日は日曜日なれば、山陽鉄道宮島駅と敵島の間を連続して、汽船熊野丸・神阪丸の二艘が十分間毎に航海す可し、山陽鉄道に由りて東より西より集り來り、宮島駅に下車する旅客は駅より右に行く程遠からずして棧橋に達せん、此棧橋は即ち敵島通ひの汽船が出帆点又は到着点たる所にして、敵島にも亦同様棧橋あり、旅客はこれに依りて往復すること最も安全にして、且最も便利なりとす、夫の通船の如きは危険言ふ可からず、而も又不便甚だし、右汽船に乗れば僅かに七分にして敵島に達し、又七分にして宮島駅に帰ることを得るなり、故に繁務の人も僅少の時間を以て其勝景を一瞥せんこと容易なる可し、尤も毎日曜日を以て汽船は十分間毎に航海する筈なり、平常航海の時間は本紙特別広告に在り就て看られよ

102. 明治三〇年一〇月八日

●島廻り式 来る十五日、敵島神社講社員が臨時島廻り式を行ふ由なるが、一人に付金七十錢にて取扱ふよし、敵島講社本部より言越した

り島廻りをなさんとする人は、鉄道便に由りて宮島駅に抵り、赤崎棧橋より渡航せば最も便利なり

赤崎、厳島、両棧橋係

103・明治三〇年一〇月二一日 広告  
日本三景ノ一厳島神社へ参詣ノ御便利ヲ謀リ、宮島駅ヨリ毎日汽車ト接続汽船航海仕候也

但シ宮島駅ヨリ右二行キ当レバ新ノ近道ニ安全ナル無料ノ棧橋アリ

○汽船賃ハ大人八錢以下

一宮島駅発ハ午前六時ヨリ汽車着毎二棧橋ヨリ発ス

島棧橋ヨリ發	
午前 五時二十分……徳山行	同 七時十分……糸崎行
同 七時五十分……徳山行	同 九時二十分……京都市
同 十時四十分……岡山行・徳山行	
午後 十二時五十分……糸崎行	同 二時十分……徳山行
同 三時二十分……神戸行	同 三時五十分……柳井行
同 五時二十分……徳山行	同 六時三十分……大阪行
同 七時二十分……柳井行	同 八時二十分……広島行
同 九時三十分……大阪行	

一往復券ハ大割引

但シ往復切符ハ無期限ノコト

一御乗客ハ赤崎、厳島棧橋事務所ニ於テ直接取扱候事

近頃厳島ニ於テ、宮島棧橋株式会社又ハ棧橋組合杯ト種々ノ名構ヲ設ケ

小団体罷在候得共、有名無実ニシテ其筋ノ許可ヲ得タル者ニ非ラズ、私利ヲ謀ル悪手段ニ付、陥ラザル様御注意ノコト

一同地回漕店又ハ旅籠商中ニハ、棧橋発着時間ヲ故ラニ偽ル者有之候得共、廣告ノ通時間ハ無相違発船仕候、発着時間表ハ棧橋ニ於テ御渡シ置候事

一宮島駅ヨリ左ハ九頓以下ノ小船ニ乗り揚リヲ和船ニテ取扱、其危険ナルコト棧橋ト同一ノ論ニアラズ

104・明治三〇年一〇月二八日

●厳島の紅葉 日本三景の一たる厳島の紅葉は、本月下旬より来月中旬へ掛け恰好の時なるが、其山姫が織出す錦の如何に美なるかは今更に言はず、扱山陽鉄道にては是際厳島渡航者の利便を図り、来る十一月一日より二週間神戸以西、徳山以東の各駅に於て、宮島駅迄の各等三割引の往復切符を売出し、尚大阪京都の二駅にても同様割引切符を発売するよし(尤も割引は山陽線内に限ること知る可し)、右宮島駅は厳島の対岸に在りて、駅前を右に行けば赤崎の棧橋あり、此棧橋と厳島町の棧橋との間に汽船往復す、而して右二週間は特に三艘の汽船をして往復せしめ、旅客をして最も利便を感じしめ、且最も安全に渡航せしむ、其厳島に達するや僅かに十分間に足らず、今や秋高く氣清きの候、神社参詣を兼て名勝を探るは一層の快興ある可し

105・明治三〇年一二月二日

●客車発着の増加 紅葉の名所として世に其名を知られたる厳島の紅葉は、今や正に見頃の時節なれば、山陽鉄道は、特に昨日より来る十四日迄二週間、宮島駅迄の割引切符を發行し、赤崎及び厳島間に新設せし棧橋と連絡を通じ、以て旅客の便利を謀り居ることなるが、当広島駅よりは従来の客車にては不足を感じるより、更に右の二週間は午前八時二十分発柳井津着の荷車に客車を連結し、柳井津駅よりは午後二時三十五分発当広島に着する荷車に客車を連結して、発着度数各一回を増加したりと云ふ

106・明治三〇年一一月三日

●厳島の今日 天の彩筆もて一掃せる活画図は、佐伯郡の海上に開展せられ長なへに人の心目を怡ばしむ、其地や自然の雄大に、加ふるに人工の壯觀を以てす、山容水姿已に奇にして、社殿の神さびたる其崇

高莊嚴優美等の、詩想を補ふ処あるや多し、況んや時は今秋高くして氣清く山機霜杼もて織りなせる葉錦は、三月の紅よりも紅にして、神鹿幽々転た人をして塵寛に在るを忘れしむ、蓋し澄心静息以て氣を養ふに足るは此仙境に若くなきなり、生平まじ雜務に軼おぼ掌せるの人、学窓に苦吟するの士、この天長の佳節を祝して大君の万歳を祝し奉り、去つて敵島に適き、而して常に鬱旭したる心胸を洞開し、転地清爽の氣を吸ふて、其身体精神を養ふは、亦有事の日に於て邦家に尽すの素をなす者なり、往けや往け男女老少、広島より横川より己斐より鉄車に賃して一抹の黒烟を後にし、直ちに西向し去れば、瞬間にして宮島駅に達す、而して鉄車を下り駅前を右に行けば、最も安全にして最も利便なる棧橋あり、汽船は絶えず此棧橋と敵島棧橋との間を往復しつゝあり、其間僅かに十分時程なり、想ふに本日は敵島こそ最も賑ふならぬ

107. 明治三〇年一月九日

●此頃の敵島 敵島は正に觀楓の好時機に際し、大元谷、楓谷其他到る処紅葉あらざるはなく、全島秋錦を以て被はるゝ有様なるが、就中大元谷は彌山を中心として起伏せる岳岡を望み、前には海を控へて景勝比なびなし、特に敵島神社にては山陽鉄道が宮島行旅客に対し（本月一日より）汽車賃三割引の割引をなしつゝある間、内陣及び回廊に燈明を点し、又土曜日には惣燈明を点すと云ふ、敵島に渡島する者尤も此時機を失ふ可からず、旅客は乃ち本紙特別広告内にある汽船便に依り随時渡航す可し、其汽船便は宮島駅を右に行けば安全なる棧橋ありて、此棧橋より搭乘し敵島の棧橋に到達するなり、兩棧橋の間には汽船三艘往復しつゝあり、尤も棧橋は無賃なり

108. 明治三〇年一月一日

●敵島渡航者（土曜と日曜） 去ぬる土曜日には敵島神社にて総燈明を点したるが、翌日曜日は山陽鉄道三割引最終の日にして且上天氣なりしかば、兩日とも人の出多く、一日千四五百人に及び、其八分以上

は赤崎・小浦の兩棧橋の間を往復する汽船便に依り最も安全に往復し得たり、以来如何なる混雜の際に於ても其安全を保ち利便を感じることに最も多きは、此棧橋なるべし

109. 明治三〇年一月一日

●敵島ぬけ詣で 服部国南

余程久しく筆を投じ亦文事を語るの隙なし、偶ま広島に來り一夕前田焉然居士に邂逅す、居士と相見ざる実にて七年、感喜禁すべからず、然るに今や將に帰東の途に上らんとするに望み、幸に一作の料を得たれば、戯れに筆を取て之に居士を寄せ、以て置土産となすこと爾よりり秋老い霜降り敵島の風食絶勝を報ずるもの、客魂を奪ふて一日を空しうする能はず、然れども身は風流を賞するの時にあらず、別に負ふ所の責あり、殊に同行の一翁日夜余の行動を待つ、妄りに千紫万紅を吟ずべからず、嗚呼奈何せん此時を空しうせば、今年の秋に負く秋なる哉、客心を苦しむこと何ぞ甚しきや、不如一日を偷んでぬけ詣でと洒落て見んものと、去る十二日朝あ餐を了るや忽々旅館を出で徒歩己斐駅に至る、発車の時刻十時後なり、一二時間を持たざるべからず、依て再び己斐橋畔に返り、一茶亭に投じ休息す、茶亭の主人奇風あり、妙に余の為に酒肴を周旋す、然るに此時囊中を探り見れば僅に数十錢あるのみ、戦々競々前途を案ずれども是れ亦一興、好し野次行をなさんと大枚十余錢の勘定も恐るく払い、去て停車場に至れば已に発車の時間に迫れり、偶ま一片の掲示を看れば、宮島行往復切符三割引を報ぜり、是れ真に天与なり、助くる神の恵みなる哉と、早速往復而も下等切符と洒落れ込み、待合室の片隅に縮込み、フト見れば田舎紳士の八字髯袖付マントの自称色男が、広島芸妓と覚しき三人の美形を伴ふて來れり、美形は美形なり、吾妻コートに大島紬、粹は粹なれども、履物の高さ新高山より高く、是にて八文字を踏めば高尾も跣足と、いろんな感じもいらぬまじ誤世話、其中汽車來り、ぬけ詣での氣易き何一品の荷物もなければ直ちに登乗す、果報はいなもの、大阪下り別嬪の一行

あり、涎を流して汽車の走るを知らず、廿日市も過去り宮島駅に近く随ひ、沿道の海色最も美にして敢て舞子に譲らず、十一時頃駅に着し停車場外に出づれば、渡船の競争客引の世辞も此身に取りては却つて五月蠅く、思ひしまま脱兎の如く右に折れ、棧橋に至り往復切符を求め汽船に搭すれば、厳島の風色は已に指点の間に在り、汽笛一声波を破れば競争の一船も亦発す、瞬間忽ち厳島の棧橋に着せり（未完）

110. 明治三〇年一月一九日

● 厳島ぬけ詣で（つづき）

服部国南

厳島の勝地たる既に日本三景の一を以て知らる、遠来の客強て其絶勝を説くが如きは野暮なり、去れど日夕賞観の便ある近地の雅客に比すれば、却つて遠来初見の無骨漢が觀光の興味あらんも知れず、況んや今秋高く鹿肥え方木皆紅ならざるなきの好期、之を江湖に報ずるも左まで野暮にはあらざるべしと、先づ島に上るや、元来不案内の土地柄なれば、彼の同汽車の薄縁を頼みて別嬪連の尻馬に乗り、島風の戦々と吹き送る麝香のほひに鼻いからし、浜の町に入り旅店乃至名産細工店の前をウロ／＼通り、去りて千疊閣山麓の一角に来れば早く已に龍女祠畔の山色水光真に画図の如し、神廊の前面より回廊に入らんとするや、案内者の恭々しく袴など着して出迎ふあれど、「ぬけ詣で」の我身には案内者を雇ふべき糞料だもなければ、例の別嬪連が幸に之を雇ひたるを利用しつつ、回廊曲欄右に左に本社の宝物たる諸名画の講釈を傍聴し、或は古人の妙技に感じ、或は保存の不充分なるを嘆き、中にも摂州の画家芳村常春とかゞ明和年間に画かれし洋画の絶妙には最も感を厚うし、本社末座を押し社前の水橋に立て、近く海上の華表を眺め遠く水陸の雲烟を賞す、時恰も干潮に際し廊下水浅く、可憐なる幼鹿は客人を追ふて水渚に來り食を求む、興益々深きを覺え行行独り感賞し、終に社外に出で右に折れて松青く砂白き処に至り、松根に倚り煙を喫して息ふ、時已に午時なれども己斐の酒興忽ち囊中に影響し、残る所少なければ一酌一食を為すに由もなく、是も「ぬけ詣で」

の罪なり、旅館に残せる翁も今や食膳に対し舌打鳴らし美味を喫して我を待つならんに、偕もく／＼因果な身の上なり、好し之より登仙の氣前を持ちて幽境を探らんものとて、社背に出で宝物陳列館なども見物せんとは思へども、今は仙客なり、唯風色の神なりとて名産店の間を潜り、一溪流に沿ふて坂路に登れば楓谷に達す、千紫万紅の中谷鳴り水踊り亭あり酒あり、余は先づ小橋を渡り紅楓霜樹の間に落葉を踏み、人稀に唯溪声鳥語の聞ゆる所に隠れ、岩に踞して風色を賞す、秋老い紅已に十二分真個に二月の花より紅なり、其間松青く岩緑に水白し、唯恨む酒なく肴なきも可なり、我に詩能なし、春帆、黄雨、一鍬の吟友共に在らば、千紫万紅賞吟じ盡す能はざらんと、瓢々後面の山を下り清流を酌んで喉を潤し、之より路を転じて彌山の勝を探らんとし、又一路に沿ふて山に登る、溪水混々右に踊り左に飛ぶ、脚下鬆々音あり、仰で前路を見れば松栢天を摩し、翠緑紅霜と参差し、閑雅幽邃人をして真に登仙の思あらしむ、青苔蒸す処、岩石蟠る処を踏破し、右に一字の堂を見る、松栢深く怪禽啼く、悚然として神魂飛ばんとす、忽ち樵婦の両々山を下り来るものあり、就て其山頂に至るの路尚ほ遠きや否を問ふ、婦曰く五六町を登らざる可からずと、余於是勇氣頓に消すと共に飢渴益々甚しく、加ふるに帰広の時刻猶予あらず、止むなく歩を翻し下坂、路に聖天子行幸の跡を過ぐ、春畝侯石に銘して不朽に伝ふ、跪坐恭拝し去り、再び人家に出で千疊閣に登る、豊公征韓の懐旧胸を衝て来る、柱壁悉く杓子を釘す、之を見るに皆明治廿七八年役の戦勝を祈るの句あり、従軍者父兄の釘する処感殊に妙なり、時午下三時を過ぐ、帰路往復切符の効能を空しうせば、所謂弁慶の立往生たらずんば竣寛其儘なり、白雲洞等の秋光を探る能はざるは千秋の恨事なりと雖も、イザ帰途を急がざる可からずとて、山を下りて市街を迂回し、漸く錢厘の土産物を愛児の為に購ひ棧橋に至れば、帰客已に群集す、少時にして汽船來り、斜日海山視顧の間、忽ち前岸に着し下広列車に投ずれば亦妓群に会す、此行実に艶福多し、黄昏己斐駅に達し忽々旅館に還れば老翁独りあり、今日の消息を問はる偶ま思はず

愛児の土産を露出すれば、翁大に悟る、於是終に「ぬけ詣で」の由来を自白す、此夜春帆浪花より下り余を訪はれ、語るに此事を以てし、記して又三遊兄に寄す  
(終)

111. 明治三十一年一月二六日

●旧六日年越 明廿七日は旧六日年越なるが、是日厳島神社回廊にて例年の通り相場立あり、以て一年中の吉凶を卜す可きものありとて渡島する者多ければ、頗る賑ふならん、特に本年は本月廿三日より山陽鉄道列車賃金半減なれば、旅客は宮島駅にて下車して棧橋より汽船にて渡島す可し、是れ最も安全にして最も利便なり、此外渡船の便宜なし、汽船往復の時刻は本紙特別広告に在れば、就て承知せられよ、汽船は汽車と毎次連絡すること勿論なり

112. 明治三十一年一月二六日

●旅客多きも宿屋は寂し 山陽鉄道全線路の汽車賃が去る廿三日より半減せられしかば、一昨日の如きは広島駅の乗降客千人以上に及びし好況にして、旅客の本市に入込む者も少なからざる様子なれども、市内に投宿する者は割合少く、一昨夜の如きは、市内各宿屋の止宿人他県人二百十五名、本県人三百五十二名なりき、是に由て之を觀れば、旅客の多くは日がへりをなすものならんか

113. 明治三十一年一月三〇日

●厳島の年越祭と予定相場 去る廿七日は厳島神社に於て年越祭を執行し、予定相場を立てたりしが、其陸路(赤崎迄の)及び海路の混雑は実に想像するに余りありて、汽車乗客の多かりしこと及び停車場の雑踏したりしことは、実に名状す可からざる程なりき、而して切手を買はんとするも買ひ後れ、又切手を買ひ乍ら汽車に乗らんとしして乗り後れ、或ひは折角乗りはせしもの、身動きだにならぬより、苦しき思ひをなし寧ろ乗りたるを悔ひし者もありけり、然る有様なれば一二三

等の客車は更なり、貨車にも客を乗せたるが、午後六七時頃よりは此混雑にも拘らず雨をさへ降しければ彌々混雑して、折角停車場へ出掛け乍ら押されくしまゝ空しく立帰りしもありき、而して赤崎、宮島両棧橋に人は押合ひ汽船は客を満載して去来せるも、悉く之を渡航せしむるに足らざるほどにて、本市川筋又は宇品より出でし船も每便客を満載したりき、尤も是日は昔に汽車賃の半減なりしのみならず、汽船和船等も亦夫々割引をなしたるが、通路右の如くにして我もくと厳島へ渡航することなれば、同島の混雑は亦一層の事にして、料理店、飲食店、旅人宿いづれも客を以て満たせしに、雨の降り出せし為帰らんとせし者さへ俄に宿を求め扱宿を求めて到る処満員にて断られ、知己あるは知己をたよりしも、知己なきものは帰るに帰られず露宿をなせし者もありき、此の如きは実に十数年来見聞せざる所にして、一は渡島の便利(汽車が出来て)ひらけし為遠方より着たりし者も多かりし故ならん、厳島町の為に儲けし金は少からざる高なるべし、是日は言ふ迄もなく厳島神社にて例年の通り定まりたる祭式ありて、扱予定相場は回廊にて立てたりしが、其結果左の如くなりき

玄米は九円台に始まり十三円六か十銭にて止となれり  
秋米十二円より有りて十一円八十銭、十二円等となり十一円六十銭にて止まれり  
綿八円五十銭より九円、九円より九円廿銭止  
山陽鉄道株五十一円より五十八円五十銭止、豊州鉄道七十七円より八十円、七十九円五十銭止、九州鉄道六十一円より六十七円、六十五円五十銭止

元来本年は暦の上にて四水四木といふ歳にして、洪水又は早魃あるべしと言ひ伝へらる、又相場師仲間にては酉ばた／＼に戌台がはり杯いふことありて此歳にて相場の何円台といふ称へ変り、詰り上昇すべき気味ありと云ふ、扱前記予定相場は上大阪より下馬関迄の相場師連寄集まりて立てたりしものなるが、右言伝への妄信と此予定相場の直段とは、少からず御幣かつぎ連の脳髓を支配して、前途相場の見込には

疑懼を抱かしむることと思はる、此見当は果して当るや否や

114. 明治三十一年二月四日

●昨日の厳島 昨今は節分とて厳島へ渡航せしもの多く、山陽鉄道横川・岩国間各駅にては特に乗客多かりしゆえ、平常の列車に二輛丈客車を増結したりと聞く

115. 明治三十一年三月一〇日

●厳島の近況 追々好時節となりたれば、昨今は厳島へ渡航するもの日々に多く、市内又は近在よりするものもあれど、是頃の旅客の多くは関東地方より来るものなり、土曜日又は日曜日には京阪地方より来るも多し、汽車開通以来かく旅客の多きを致せるのみならず、物産(宮島細工)の売行夥たゞしければ、為に同地は繁昌し租税滞納者なきて、公費にて救助せらるゝ者なきとの二点に於ては、郡中にて他に比す可き所なし、亦以て其近況を察知するに足らん、尚山陽鉄道会社にては、毎月一回(第二日曜日)汽車賃割引をなさん計画ありと

116. 明治三十一年四月二八日

●厳島の豊公三百年祭 厳島も豊公の遺蹟ある地なるが、来る五月八日其三百年祭を執行し、舞楽、音楽、能狂言等の催ほしあり、加ふるに時は今遅桜のなまめきたるあれば、若紅葉のやさしきあり、而して山陽鉄道会社にては一週間割引の計画ありと、然れば広島招魂祭に來り、尚国泰寺の豊公三百年遠忌法要に詣で、去つて厳島に至るも可ならん、尚当日は惣燈明、漕船競争、生花、茶会、餅撒、芸妓の手踊等ある筈なりと聞く

117. 明治三十一年五月二日

●山陽鉄道記事(中略) ▲厳島往復割引切符発行 厳島神社に於ては来る八日、九日、十日の三日間桃花祭及び豊国祭を挙行するに付、

参拝者の便利を謀りて、右期間は海田市駅より柳井津駅間の各駅より宮島行往復三割引(三等)切符を發行し、其通用期限は往復回数三十哩未満は当日限り、三十哩以上百哩未満は二日間なりと云ふ ▲定員外の乗車に就て、近來割引切符を發行する際には、各駅に於て成るだけ乗客の多きを欲するより定員外を乗車せしむるの弊あるが、斯ては独り乗客に迷惑を蒙らしむるのみならず、会社の信用に關するを以て向後は断じて定員外を乗車せしむべからずと、会社より各駅へ達したりと云ふ(後略)

118. 明治三十一年五月一九日

●外人厳島に遊ぶ 近來外国人の厳島に來遊すもの殊の外多く、山陽列車宮島駅へ着到の度毎に、一二人の外国人を見ざることもなき由なるが、此程はまた北米合衆国の富商ジョン、ヘンリーヴインダストン父娘は厳島へ渡り、大元谷白雲洞の風光を歎稱し、一兩日間滞在して同地尋常小学校の彫刻科等を參觀し、金二円を寄附したるを以て、同校教師は更に生徒の手によりて彫刻せられたる盆二枚を贈りて、其厚意に報いたり、尚ほ同人等は種々なる宮島産物を購求し、十六日宮島駅發一番汽車にて神戸へ向けたりと云ふ

119. 明治三十一年五月二一日

●厳島の客引に就て 旅行中最も五月蠅きものは、到る処の汽車停車場若くは汽船上陸場の客引なりとす、就中是等の客引は汽船の着地に多きことなるが、彼の厳島の如きは実に其極に達したるものなりと云ふべし、各旅店は互に利を争ふの結果、狡知に老けたる若者を使役し、旅客の埠頭に上るを見れば、多人数の客引は轟々喧々旅客の身邊に蟬集し、其所持する傘又は鞆何品に拘はらず手当り次第に奪取り、旅客をして不本意ながらも其家に投ぜざるを得ざるに至らしむ、是等は其筋に於ても注意し居ることなるべきも、未だ其弊害を除去すること能はざるは遺憾なり、厳島は日本三勝の一なれば、交通の便利となるに

伴ひ日一日と内外上等客の遊覽増加するは誠に喜ぶべきことなれども、一たび同地を踏みたる人は右の客引を見て苦情を唱ふるもの少なからず、之れ実に同島の為に惜むべし、固より營業上互に競争して客を引くの通を講ずるは当然なれども、斯る野卑なる手段を取て遊客に不快の感を抱かしめんよりは、優勝劣敗の理を鑑み大に新聞広告を利用して天晴の競争を試むべし、此広告は独り内地に限らず諸外国及び開港場の外字新聞へも広告して、各地の客を引き土地の繁栄を謀らんことを勉め、目下の如き埠頭に立て客を奪ひ合ふが如きことは断じて廃し、厳島は東洋に於ける唯一の楽境たる感を遊客に与ふるこそ望ましけれ（北涯生徒）

120. 明治三十一年六月三日

●厳島にホテルを建んとす 山陽鉄道沿線の名勝中厳島、泉邸、後樂園の如きは其充なるものなるが、中にも泉邸は常に縦覧せしめられず、又縦覧を得んには紹介を要する等の事ありて、折角来遊の外人にも失望せしむること多し、厳島は之に反し景勝雄大なるが上に、自由に遊ぶことを得れば、是迄と雖も外人の来遊するもの多く、殊に内地雑居の後は一層多きを致す可ければ、山陽鉄道会社にては是処にホテルの設備をなし外客に便せんとは思へども、其経費なきより神戸地方の有志か又は厳島の有志に説き、ホテルを建てしめん計画ありと聞く

121. 明治三十一年六月三日（広告）

●厳島大元谷新樹橘山時鳥

右は此節好期に付、御光来を乞ふ、就ては丁寧と廉価を旨とし、御取扱申上候

厳島町大元谷 白雲洞

122. 明治三十一年六月一二日

●宮島の近況 宮島には近来旅客が足をとゞめざるより、宿屋、汽船

問屋等が客引を出し、種々の手段を以て旅客を争はしむるため、旅客の迷惑少なからず、而して旅客はそれが為却つて足をとゞめざる様子あるより、本月一日以来客引を一切出さざることに申合ひ、旅客は取締りに於て各宿へ順次配賦する趣向となしたるよし、尤も昨今は余程寂しきゆえ配賦する客とはなしと云へり

123. 明治三十一年六月二二日

●厳島遊覽切符の発売に就て 例年夏期の候に入れば、京阪地方より厳島へ避暑旅行するもの多きより、山陽鉄道会社に於ては昨年厳島遊覽往復切符を発売し、若干の割引をなして京阪地方の旅客に便を与へしが、本年もまた昨年の例に倣ふて、不日此割引往復切符を発売するの計画なりと云ふ、之に就て厳島棧橋は汽船往復賃十銭に割引して充分旅客の便利を謀らん由なれども、之に反して同島の旅店は表面割引をなせど、其実は割引客に対しての取扱方甚だ冷遇を極むるより、初めて厳島に渡航せしものは孰れも旅店の不親切を憤りて早々出発する有様なるが、斯くては厳島の繁盛にも関する次第なればと有志者は非常に憂慮し、目下之に関する注意方協議中なりと云ふ

124. 明治三十一年六月三〇日

●英人、厳島に遊ぶ 例年夏期に入れば、外人の暑を避けて厳島に遊ぶもの多きことなるが、本年も昨今に到りて外人の来遊漸く多きを加へたり、中にも英国商人ダブリユ、ジエー、クルツターバック氏は、夫人を携へて、去る二十一日より大元谷の白雲洞に投じ、廿七日は厳島尋常小学校を參觀し、生徒の手に成れる彫刻盆一枚を購求し、軍歌を聞き一時三十分間同校に在りて帰館せりと、因に同氏は厳島の地味風氣大に健康に適するを賞し、今後一週間か又は二週間滞在する由なり

125. 明治三十一年七月二九日

●厳島神社舞樂維持 日外の紙上に記し、如く、厳島神社の舞樂は最

上古より伝はり、旧神官数十家に役々を分ち、各家芸を競ふて之を磨き一時頗ぶる隆盛を極めたり、治承年中高倉天皇は御愛玩の御笙を御寄付あらせられ、之を小桜の笙と称えて宝庫第一の什物となす、又承安年中御奉納の抜頭の仮面あり、且琴に断紋、琵琶に谷川等の名器もあれば、之に伴ふ歴史的事実の在るありて、特に大平楽の舞の手は神官野坂家に伝えられ、年中の祭祀に定式の舞樂を奏し世々變ることなかりしに、去る明治四年改革の時より樂家伶人離散の姿となり、僅に留まる者は生計に苦しみ、其伝来の舞樂空しく絶えなんとす、是に於て嚮に伝習生を選び之を伝習せしめて、永く社頭に伝へんこととなり、寄付金を募集しつゝありしが、其寄付金は是程既に纏まり、本市にては左の諸氏が毎月金一円宛醸出することとなり居る由

保田八十吉▲尼子忠藏▲森川脩藏▲万代四郎右衛門▲井東幸七▲広藤忠男▲久保田栄次郎▲岩崎猪兵衛▲瀬良嘉助▲海塚新八▲有末清治郎

なほ厳島及び佐伯郡中にて廿余人の寄付者あれば、其醸金を伝習等の費金に充つる由なり

126. 明治三十一年七月二九日

●管弦祭前の厳島 厳島の夏市に就ては、去る廿三日(旧六月五日)同神社にて市立舞樂といふを行へり、而して今廿九日(旧十一日)には洲掘とて、佐伯郡沿海各町村人民が旗幟などを樹てたる小舟にて多人数渡島し、神社前の海中の寄洲を掘り、以て祭日神幸の際神輿を乗する管弦船の通行に便す、亦賑はしくして好き見物なりと

127. 明治三十一年七月二九日

●是頃の遊び場 いづくか夏時の遊びに適する瀑布の如きは、聞くからに涼爽を感じるものなり、扱それは

三篠村の三瀧山の瀧(所謂ミタキ) 山陽鉄道横川駅より少し山手にて、本市より一日の遊びを試むに適す/白糸の瀧、宮島にあり/大

野の瀧、宮島駅より一里許/岩尾の瀧、神代村にあり、周防大島駅の傍なり/広の瀧、加茂郡広村にあり、呉より近し/並瀧、加茂郡志和にあり、

この中には岩尾の瀧こそ見物なるべけれ、この外の好避暑地としては

豊田郡の仏通寺の幽邃静寂なるあり/佐伯郡厳島の清涼閑雅なるあり/岩国錦帯橋下また宜し/海水浴は宮島、宇品、金輪島等にあり/可部に行きて夜間川に出て鵜飼(鵜を放つて鮎を捕らしむ)を見るも興あり、長良川の鵜飼を未だ見ぬ人これにて想ひやれかし  
扱又本市及附近の地にては

双葉公園の朝すゞみ/旧城の壕の蓮花見/水主町住吉社のあたりの夕景/牛田の不動院の瀧/己斐の瀧の観音  
これらは是節行く人多し、炎熱に苦しむ、人の枝折にもとて茲になくなん

128. 明治三十一年八月三日

●山陽鉄道記事 ▲乗降客多し 近來京都大阪及び兵庫辺より厳島遊覽往復切符を求めて、厳島神社に参詣するもの多きことなるが、帰路は当地へ立寄るより、一昨日の如きは広島駅に下車せし、該切符所持者は二等六十人、三等二百四十人にて、彼等は何れも二葉山公園地に遊び、又は市内を見物して夜行列車に乗じ帰家の途に就きたることなるが、之がため東部(市内)に於ける中等以上の飲食店及車夫の如きは非常に繁昌せりと、右の切符は厳嶋祭典までは有効なるものなれば、乗客は緩々広島を見物することを得るより非常に喜び居ると:  
(以下略)

129. 明治三十一年八月六日

●厳島の不況 本年の管弦祭には是非とも一儲けせんと思ひ儲けし甲斐もなく、船人も多かりし割合には、上陸して食事などするもの少

かりしかば、飲食店・宿屋等は随分不印なりしが、其故は一家族引ま  
とめて船に乗り来り、総て食事を船中に於てしたるが多かりしに因る  
とかや

130 明治三十一年八月六日

● 厳島神社夏季大祭の事を記す 瀬戸海の内にて一際目立つ其景色  
を、世に三景の一とぞ称ふる、安芸国伊都伎島には幾代経し神の宮居  
ありて、其靈験顕著なりと聞ゆるまゝ、古へよりして人の渴仰帰依す  
るもの多く、況して其地は四季をりく、の飽かぬ眺めありて、神を饗  
へ氣を養ふに適すれば、適きて遊ぶもの亦少からず、抑も旧六月は炎  
暑の候にして、皆人甌の中に坐すらん様なる心地すれども、年毎に是  
月十七日といふ日に管弦祭と云へる祭事を行はるれば、遠近の人々つ  
どひに集ひて其神々しき祭事を拜まんとし、陸は人、海は船もて満さ  
る、本年この祭事は本月四日なりしが、此祭事の為に広島が如何なる  
影響を受けしかは嚮に記し、通りなれば今言はず、こゝには唯だ祭事  
を行はれし日の景況を記さんに、当日午前八時に先づ神饌を奉供し、  
夫より御船三艘を組みて家形を造り、此に神輿を載せまいらせ、神官  
は其左右に列なり、水主は烏帽子をかぶり素袍袴にて各々棹を取る、  
これを管弦船といふ、此管弦船を曳くは即ち江波の漕伝馬にして、管  
弦船は大鳥居の前より地御前神社の広前にわたり、神事を行ひて管弦  
を奏し、夫より厳島に帰り長濱神社、大元神社等の前にも復た管弦  
を奏し、管弦船を大鳥居より本社火焼崎に漕入れ、次に客神社の御前  
に到り管弦等前の如くし、斯て御船の升形（玉の御池の内）に入れ三  
度廻しの古式ありて、本宮へ御昇殿の順序は例に依て例の如く、之に  
て式は終れり、式の終りしは夕汐の出でし時なりき、扨本年は予想よ  
りも人出少く、本年六日年越の半分ばかりかと思はれぬ、其他の事は  
だくしければ、今しるさず

131 明治三十一年九月七日

● 厳島神社の島廻式 厳島講社員は、例年の通り来る十五日島廻式を  
執行する由なるが、本年のお初穂料は、一人に付金八十銭なりと云ふ

132 明治三十一年一月二十九日

● 山陽鉄道記事 ▲ 割引 同会社にては、目下宮島観楓の好季節とな  
れるを以て、遊客の便を計り来る十一月一日より同十四日まで二週日  
間左の割引を為すに決せり、京都・大阪・神戸・兵庫・姫路・尾道・  
三田尻の八駅よりは、各等半減の宮島遊覧切符を発売す、福山・三田  
尻間及び門司・馬関待合所よりの宮島行は、三割引往復切符を発売す、  
但し門司・馬関より発売の切符は、汽車汽船賃共連絡の割引にして、  
途中下車の制裁並に切符通用期限は往復哩数を通算し三哩までは当日  
限り、三十一哩以上百哩未満は二日間、百哩以上は百哩毎に一日増し  
と定む、但し尾道・三田尻の二駅は、各等半減の遊覧切符を発売する  
に付き、三割引切符は発売せずといふ

133 明治三十一年一月一日

● 厳島桃花祭 同祭典は去る廿八日舉行せらる、秋高く氣清きの時節、  
一天清朗明月皎々、百八の回廊には燈火昼を欺き、環宮の海波は銀を  
砕くに似たり、東西の遊客來集式を拜するもの幾百、時に嚙曉たる奏  
樂は山岳に響き、舞樂数番美に盛観を極む、当夜の所奏は左の如し  
振鐸三節、一曲、蘇利古、賀殿、万歳樂、延喜樂、散手、貴徳、陵  
王、納曾利

134 明治三十一年一月二〇日

● 紅葉の好時季（厳島） 白雲洞よりのしらせに曰く、園内の銘樹故  
澤三石大儒手栽の楓既に見頃と相成り候と、雅人俗士に論なく、今日  
の日曜に渡島して十二分の秋色を賞せよかし

135 明治三二年二月五日

● 厳島町の計画 同島にては今般山陽鉄道が二週間の半減と云ひ、其間には来る十五日の年越祭も有れば、此際京阪其他各地よりの来遊者多かる可きを見込み、同町内の旅店割烹店物産商など申し合せ、夫々代価の割引を為し大いに遊客に対して便利を計るよし、又神社に於ても此際年越祭の外、毎夜総燈籠に点火し神酒を配与し、十一日は紀元節の御祭典なれば勿論、十四・十八・廿一の三ヶ日には舞樂を執行するよしなれば、参詣人は一層多きを加ふ可しとの事なり

136 明治三二年二月一日

● 年越 本日は陰曆正月六日の年越にて、厳島の社殿又は本市広瀬村の広瀬神社社頭にては相場を立つ、旁々いづれへも参詣人群集す、又同日は初寅の日に当るを以て、安佐郡緑井村窟の毘沙門天へ、払曉より本市及び近郷より参詣人群集し、為めに沿道各町村中々の賑ひなり

137 明治三二年二月一七日

● 宮島に一大旅館建築計画 宮島は古来日本三景の一として世に称せられ、其名遠く外国にまで聞え、遊覽者日に絶ゆることなし、殊に交通の便開け行くと共に一層多きを加ふることとて、早く既に汽船は碇泊することとなり、後山陽鉄道の敷設せらるゝや、同会社は特に宮島停車場を設け、先覚者亦深く見る所ありて棧橋を設け、小蒸氣船を浮べて往來の便をさへ計りたりき、然るに同島民は更に奮発するの氣色なく、折角文明の利器備はるも之を利用するの道を知らず、旅館の如きも旧來の粗末なる家屋にて遊覽者を満足せしむるなく、只だ一の岩惣あれども、是とても多人数の客を入るゝの余地なく、況してや世運は次第に進み來りて、將に内地雜居の期も眼前に迫り、外人の出入往來も頗繁ならんとし、最早鉄道も馬関に接続して開業の期ともなり、本土と九州との連絡も付きし今日柄ゆえ、同島に一大旅館を設け、内外人の遊覽者を招かんは刻下の急務なるべしとて、追々同島の有志に

謀る所ありし人もあれども、一向に奮発する模様なく、之に就ては山鉄会社は充分の補助をなすべきを幾度か交渉したる由なるが、島民の無氣力なる之に應ずるものなければ今や栓なし、他に策を廻らすに如かずと山鉄会社にては他地方の有力家と協議し、協力以て同島に完備せるのホテルを設け、其附属の公園さへも作り、割引切符を発売し、特別の優待法を講究せんと既に此程内議を終へたりといふ、尤も同島民は胸底頗る狭量にして、他方の者が企図するの事業は妨害するの悪習慣あれば、或は今回の計画にも卑劣なる反対運動を試むべきやも計られず、若し然る時は対岸の地なる地御前村又は大野村辺の適當なる地位を選びて一の宿屋町を設け、大厦高樓軒を並べ宮島停車場に降車するものを喰ひ留めて宿泊せしめ、旅館備付のステンポートにて参詣遊覽せしめ、希望者には島廻りをもなさしむることとなしなば、北向きの宮島より南面して坐ながら宮の全景を眺め、倦まば海浜に縋を垂れ、山中に鳥や獸を狩り、且は一鈴の下に小蒸氣船來りて其命ずるがまに／＼島の彼方此方へと廻り遊び、若し其れ月明にして波靜なるの夜には、一葉の舟に棹して低唱淺酌の快味を嘗むることを得べしとて、京阪間の有力家と山鉄会社との協議は熟し、最早予算も出来、小蒸氣などは既に注文せし由、猶二三ヶ月内には建築に取掛らん筈なりといへり

138 明治三二年四月五日

● 大元谷のさくら 宮島大元公園地の時雨の桜は、追々開蕾したりとの報ありき、大元は名にし負ふところにして料亭には白雲洞あり、その仙居めきたる所に杯を挙げて花を賞しなば、齡ひも延びん心地ぞすらん、遣げや雅人ゆけや俗士

139 明治三二年四月二七日

● 厳島桃花祭 に付、春市あれば昨今渡島者多し、神能は一昨廿五日より三日間執行、三日目雨天ならば流会となる、旧藩時代の規律正し

かりしときは、早朝に始め日没頃に終ることとて、今の如く点燈することはなかりき、観者も亦酒肴を携へず、茶菓のみにて礼儀正しく見物したり、厳島奉行始め諸役人は袴にて臨場、同地新町遊郭の太夫の観能といふこともありき、這は客の賄なりしとかや

140. 明治三二年四月二十九日

●厳島神社桃花祭の景況 同社に於ては、例年の如く去る廿五日より廿七日迄三日間桃花祭を行ひ、三日共予報の通り能楽を神前に於て興行したり、拝観者の棧敷は舞台を廻りて例の如くに建設され、初日の拝観者は凡そ千二百も有りしならん、早二日目には棧敷に居余りたるもの遠く廻廊より望み観るさへありしが、第三日目には実に夥しき拝観者にして、棧敷廻廊共に立錐の地も余さず弥が上に重なり合ひて、其賑ひは中々なりき、若し山陽鉄道の割引広告が今十日間も早く出たりしならんには、此上一層の人出ありしならんと某老人は語りき、何にせよ何時もながら同社の神霊のいやちこなる最も長き事にこそ、又此雑沓を出て楓谷に至れば、新緑蒼々の中に躑躅花燃るが如く、新楓と相映じて満谷錦を織る、実に三景の随一と称するも過事ならず

141. 明治三二年五月二日

●一大ホテルの設立を望む 近來日に外客の来広多きを加ふるも、彼等は多く本市寄留の外国人の宅に止宿し、旅店に投ずるもの少し、是れ畢竟其居室・其飲食物が彼等の身体口腹に適せざるに因由するものにして、苟も関西の大都会として世間に其名を知られたる本市の体面にも関するのみか、内地雑居も眼前に迫り来広外人の漸次多きを加ふるは明らかなる今日、市民が今日の現状に安んずるは如何にも恥かしき次第なれば、宜しく此際一大ホテルを新設して、以て外人の足を止むるの策を講ず可しと某氏は語りき

142. 明治三二年六月一三日

●厳島に於ける伊藤侯 予記の如く、伊藤侯には一昨日午前十時三十分已斐駆着の汽車にて来広したるが、今厳島にありし時の模様を記さんに、去る十日午後五時より同地光明院に於て、厳島町民有志の催ほしに係れる厳島保存会に臨み、一場の演説を為したり、而して同演説の終りたるは午後六時にして、其れより直ちに同侯歓迎会を開きしが、会するもの五十余名もありき、尚ほ八田謹二郎、小泉甚右衛門、浅野哲吉其他数氏よりは、更に同侯を久枝氏の別荘に請じ、宴を開き余興として舞楽の催ほしものあり、同九時半頃散会したりと、斯くて同侯には翌十一日午前八時五十分楓谷岩惣方を出でたるが、予て棧橋側には厳島小学校職員生徒整列しありて、同侯の万歳を疾呼して之れを見送り、市川同島町長其他の有志者は総て宮島駅迄見送りを為したり、而して同侯に随伴して帰広したるは江木本県知事・渡辺同参事官・下田佐伯郡長・島田保安課長・門川県属・浅野哲吉の諸氏にして、古澤山口県知事及び同県警部長の諸氏には宮島駅にて別れを告げ乗車したりと云ふ、其れより同侯には前期の諸氏に擁せられて乗車し、午前十時三十分已斐駅に着しぬ、此際同駅迄出迎を為せしは市内有志者並に第五師団将校も数多あり、斯くて同侯には偕行社の馬車にて大手町長沼旅館に入りたるが、在広各庁高等官並に師団各部隊将校、其他市内有志者の訪問せるもの頗る多かりき

143. 明治三二年六月一三日

●厳島保存会に於ける伊藤侯の演説 別項記載の如く、伊藤侯爵には去る十日の厳島保存会有志の催せる招待会に臨み一場の演説をなしたるが、予て同侯には厳島保存会に対しては非常なる熱心家にて、先きに百円の寄付金を為せしこともありて、旁々同島保存上に於ける意見を吐露したりと、今其演説の大意を記さんに、抑も厳島は風光明媚を以て日本三景の一と称せられ、四時共に参詣せるもの多きのみならず、夙に外国人間にも其名を知られ、年々来遊するもの多きを致せり、

這は敵島の地形俊秀にして、優に日本の公園となりべき資格を有せるものにして、尚ほ進みて言ふときは東洋の大公園たるべきものなり、殊に来る七月より改正条約実施の結果として、外人の来遊せるものは益々多きを加ふるべく、今日迄は僅かに外国人の眼には広島県の一勝地なりとの外映ぜざりしものも、漸次日本国の大公園なりと云ふ觀念を以て目せらるゝに至るべきは必然の事なりとす、左れば敵島町民たるものは、小にしては一町一家の爲め、大にしては一県一國の爲め、誠実なる意志を以て来遊者を待遇し、成るべく来遊者の足を茲地に引き留るの工夫を為さざるべからず、而して之を為さんには敵島は日本三景の一なりと云へる如き旧觀念を排除し、敵島は日本の公園若くは東洋の公園なりとの新觀念を抱き、從て公園の改良、旅館の改築、雜貨販売の設備、其他百般の設備をして文明的ならしめ、此の好地位と内海を還流せる平穩なる潮流とを利用し、尚ほ大に此上に人工的改良を施し、以て公私一致的利益を収むるの工夫を為さざるべからず、尤も之を為すには、今日迄の来遊者を遇せしが如き通り一遍の客待ひを為す様なる下卑なる考えを除きて、文明的主義に叶へる誠実なる取扱ひあらんを要するなり、又将来もまた然るならんと思へるが、元來敵島に来れるものは靈驗確著なる神靈を拜せん為めのものもあるべしと雖も、又多くは風光の明媚を愛玩せんとて來れるものなれば、天然の風光に添うるに適當なる人工的風趣を加へ、且つ宝物の如きも大切に之を保存し置き、以て設備に欠くる処なき完全の公園たらしめんことは、余一個の希望のみならずして蓋し全国民の希望ならん、左れば敵島は東洋の公園とならんとすると同時に、町民の資格も一進せざるべからずと説き、其れより瑞西<sup>スウェーデン</sup>其他の大公園に於ける設備の偉大なる事、及公園改良費の募集方等を示し、以て局を結びたりしと云ふ

144. 明治三二年六月二五日

●ホテルと洋食 近來広島にホテルを設置すべしと云ふ者多きも、是れ言ひ易くして行ひ難きものなり、今試みに之を設置するとして、壯

麗なる建物等に巨資を投ずるが如き大仕掛は暫らく之を措き、僅かに五六の客室を備へ其模型ともいふべきものを設置することとなすも、少くともポイトの十人位は常置せざるべからず、然れば之に要する費用すらナカ／＼に便し難かるべきなり、蓋し外人の來りて宿泊するもの未だ左迄に多かるべしとも思はれざればなり、今仮に洋食の上に於て言ふも、本式に之を行れば一テーブルに少くとも四人位のポイトは附屬し置かざる可らず、元來日本人は食膳調ふも澄し込みて人が箸をつけねば容易に箸をつけず、又其食方は遅々緩々たるも、外人は概して健啖にして之を為すこと速かなれば、為に往々ポイト等が追廻はさるゝことあり、故に仮令小なる設備にもせよ多少彼に満足を与へんとすれば、相應の設備をなし置かざるべからず、特に又今日広島に於て最も不自由を感じるは、洋食の材料乏しきこと是なり、日清戦争の際は一時貴顕方も入込まれ、其需要も多かりしかば殆んど何不自由なき姿なりしも、今日にては是等の材料を得ること難く、最も必要なる牛肉すら良好なるものを得られざる有様にして、一般の嗜好いまだ是点に向つて發達せず、実情此の如くなればホテル設置の如きも、其機いまだ熟せりと謂ふべからず云々と或人は云へり

145. 明治三二年七月六日

●敵島管弦祭の予想 かの名高き敵島管弦祭は、本月二十四日（陰曆六月十七日）を以て執行せらるゝことなるが、本年は昨年比すれば悪病も未だ多く發生せざれば、定めて盛況を呈するならんと察し、四国九州辺よりも続々參詣するものある可き様子なり、而して已に伊予・備中・山口等の各地より店借の照会をなし來る者もありと、然るに嚮に御山は出来ぬ、官島參詣はならぬ杯いふ風説ありし為、一時は寢入の姿にて、夫が為諸方より同島取引先へ実否を尋ね越したるもあり、島民はかくと聞きて大いに驚き、右は全く風説に止まり事実之なきよし回答せしかば、本年は昨年の例に依れば二十万人以上の出人はあるならん、島民は言ひ居れりとぞ、果して予想の如くならんには、結

構なりと謂ふべし

146. 明治三二年七月一八日

● 厳島管弦祭と山陽鉄道 厳島神社管弦祭に付、山陽鉄道会社にては来る廿二日より廿六日まで五日間、宮島遊覧往復切符を臨時発売することとなるが、其発売駅並に割引額、通用期限等は左の如し

倉敷・玉島・笠岡・福山及び糸崎・富海間各駅（宇品を除く）並に門司・赤間関より宮島行三等半減（即ち片道賃にて往復切符発売す）、尤も門司・赤間関にては船車通じて半減なり、又京都・大阪・神戸・兵庫・姫路・尾道・三田尻の各駅より通常賃半減（即ち社線岡山に限り片道賃）にて、宮島遊覧切符を発売す、半減往復切符通用期限は、倉敷四日、玉島・本郷間及下松・富海間各駅三日、河内・海田市及藤生・島田間各駅二日、広島・岩国間当日、門司・赤間関は五日間

右当日は宮島駅は非常に混雑す可きに付、最近各駅より駅員二三名補助として出張するよし

147. 明治三二年七月二〇日

● 園理殿下厳島御上陸（昨日） 独逸皇弟ハインリヒ親王陛下は、昨日御召艦ドイチランド号より御乗船あらせられし筈なるが、片岡海軍少将、井上海軍大佐、日高宮内属等は御召艦まで御出迎へ申上げざるも、刻限さへ予知せられなば棧橋まで御出迎へ申上げし筈なり、江木知事は御上陸の節片岡少将より取次ぎて拝謁を得ん都合なりしも、刻限知れずして間に合はずば厳島神社社殿か岩惣にてお待受け申さん筈なりき、殿下の御昼餐は岩惣なるも一切御食料を艦内より持来りし由（呉、江田島等御巡覧の模様は別欄に掲げあり）

148. 明治三二年七月二〇日

● 独逸軍艦乗組員の厳島上陸 独逸皇弟ハインリヒ親王殿下御召艦下

イチランド号の乗組員は、一昨日午後四時過より三々五々上陸して厳島市街を散歩せしが、何れも士官以上の人と覺しく水兵は一人も見受けざりき、上陸者は諸所見物し買物などして楓谷岩惣方にいたり、ビール、ラム子などを飲み、溪流潺湲たるほとりの四阿に坐して、涼を納れぬ▲上陸者着馴れぬ日本服（浴衣）着たるもありしが、追に人の目を引きたり▲又上陸者は万事頗ぶる注意せるものゝ如く、副艦長とも覺しき人と之に随ふ三人の者とは夜に入りて上陸せしが、手にく小さき提燈を携へ、散歩して廻廊に至り靴にて上へあがりしも、少し進み行きたる所にて俄かに夫れと氣つきし様子にて、暫らく立どまりて何事やらん打語らひつ、其まゝ引返しぬ、かゝる所に注意の跡見えて床しく、此の如き例は是迄来遊せし外客には殆んど見ざる所なりと在人の言ひけるも宜なり、因みに記す殿下御随行員中千代田に乘組し際、終始その機関の運用に注意して我が着服の汚るゝをも厭はざりし一士官ありき、こは彼の軍艦の機関長にもやあらん、千代田に備付の機関は最新式（近頃改造せしなり）の物なりと云へば、亦かの士官の注意を引くに足るものありしならん、何れにしても追に英露と覇を東洋に争はんとする新進強国の軍人として、其心懸の程感ずるに余りありとこそ覺ゆれ

149. 明治三二年七月二二日

● 厳島雑感 頃日一旅客の厳島に到れるあり、其地元来山水明媚の郷、俗人の目を怡ばすよりも雅人の意を動かすもの多ければ、此幽境に遊ぶものは予じめ多少の閑時間をその遊覧に充て、以て優遊せんことを願ふなるべし、而も今日一たび同島に渡れば、旅客をして不快の感情を抱かしむるもの多之あり、是れ今日事新らしく言ふ迄もなきことながら、新來の旅客こゝに到りて感慨深きを致せり、乃ち其説く所を茲に紹介す

一、芝草の濫採 芝草は遊園の風致を添ふるに欠く可からざるもの、故に奈良県の如きに在りては数千円を投じて新たに之を栽えし程な

るに、思ひきや勝地として知らるゝ厳島にては芝草を採ることを公許（之が公許は取消すべきなり）せられありて、長濱、二十塔、大御堂、桃林、大元谷、谷ヶ原等の所が甚く荒されあるを見んとは、是れ思はざるの最も甚だしきものなり、聞く春秋の頃にはこゝに來りて行厨をひらくもの多きに、芝草が荒されて其場所さへ失はれんとするが如きは、亦浅ましからずや

二、宿屋の悪弊 多数の宿屋さては客引に伴ふ悪弊言ふべからざるものあり、蓋しハギ取をなすことは是なり、されば宮島に來る者も安んじて折角の夜景を賞するに至らず、朝に來りて夕べに去るもの比々皆是なり、而して宮島なぐれの客は多く下りて岩国辺の宿屋に投ず、思へば宮島はかの宿屋等が求めて不景氣を呼びつゝあるなり

三、案内者の案内料 高きことをむくばかり、一人が十五錢にて二人以上は三十錢、此差額著しきに又全体の案内をなさしむるときは一人に付四十錢を要す、試みに京都・奈良あたりに行きて聞合し見よ、その不廉なること亦宮島の名と共に名高きを知らん

150. 明治三二年七月二二日

●厳島管弦祭 京都にては祇園祭り、大阪にては天神祭りなど、何れも暑さと連想せらるべきもの、こゝにては亦厳島管弦祭こそ暑さを連想せらるべきものなれ、オー暑つや／＼と言ふときに於て例年此祭事は執行せられ、吾人の所謂「火の広島」と「水の広島」とを地上に開展して、年中二とあるまじき盛賑を呈し來る、目新らしくもなければ、今予め茲に其日取を記さん

今廿二日（旧六月十五日）午後お供船等裝飾調ふ▲明廿三日（旧十六日）夕厳島にいたる▲明後廿四日（旧十七日）管弦祭執行▲廿五日（旧十八日）午後お供船等歸來之を撤す、但しお迎船は十六日より十八日まで川中をはやし廻り、江波の漕伝馬は十六日本川に入り森川修藏氏宅に來り、元安川に廻り、復た本川に戻りて厳島に行くかくて本市の最も賑ふは旧十六日、十八日の兩日なり、旧十九日にも

尚ほ旅客の本市に來往するもの多し、詳細の景況は追て報道せん

151. 明治三二年七月二六日

●厳島町民の強奪主義 厳島の町民は、一昨夜山陽鐵道が午後九時五十二分宮島駅より最終列車を發したるにも拘はらず、交通汽船と結託し、午後八時頃より俄かに渡海を停止したる為め、空しく埠頭に立て宮島駅の發車を眺めながら止むを得ず同島に宿泊したる旅客千余人ありたりき、尤も天候悪しく風浪高く渡海危険なる場合には斯る事もある可きなれども、一昨夜の如き輕風袂を払ふて心地好き程なれば、海面は唯だ小波の愛す可きを見たるのみ、毫も危険の虞なかりき、然るに同町民が斯く其通路を断ち、以て旅客をして一宿するの止むを得ざらしむるに至りては、是れ正しく一夜の宿料を強奪したるなり、現に此強制的宿泊を免がれ此遮断前に宮島駅へ渡航し居たる他県人は僅かに百三十人に過ぎずして、此等の旅客は広島市内宏濶なる旅店にて足を伸ばして緩々と休息したるに、不幸千余人の宿島者は穢汚なる客室に十人廿人目白鳥の押合の如く究屈に一夜を明かせし上、不当の宿料を食られたるならんと思へば実に氣の毒の至りなり、右の報山陽鐵道に聞ゆるや某役人は非常に憤慨し、既に宮島町役場に対し激談を試みんと云ひしも、夫にては何か汽船と事を構ふる如くにて穩やかならずと残念ながら思ひ止りしとなん、何にしても宮島町民の不当なる今に始めぬ事ながら、此一件の如きは余りに不屈の所為なれば、茲に記して以て将来を誠むる事となせり、当路者よろしく考一考せよ

152. 明治三二年七月二六日

●管弦祭と広島市の關係 厳島管弦祭と云へば即ち広島祭を意味し居りて、他國の人々にありては広島祭とは管弦祭を指すものなりと心得居るものにして、事実上亦而かありしなり、試みに見よ山陽鐵道の開通せざる以前に於ては、宮島に參詣せんとするものは先づ広島に集り、而して本川元安川又は京橋川より渡船し宮島へ參詣したる後にも

また必ず広島へ立戻りたる上、其れく土産物を買ひ整へ帰郷せるを常とせり、此を以て管弦祭の前後一兩日間は広島は非常の雑沓を来し、旅人宿、飲食店、呉服店、雜貨店等へ落る所の金のみにても、一万円内外に達せし程にして、小売商人の如きは之を引き当として、盆節季の遺練を附けたるものなりしとぞ、然るに汽車の開通に伴ひ、山陽鉄道会社及び内海通ひの船舶なぞに於ては往復切符を発売せるありて、自然客足を広島市に留むること少なきに至りたるは是非もなき次第なれども、又一方より考ふるときは広島市民が厳島管弦祭と汽車船舶の便を利用し、以て広島市を富ますの策を講ぜざるの致す所たらずんばあらざるなり、今や厳島管弦祭と広島市とは年々其關係を薄くし、且つ遠ざからしめつゝありて、昔時の如く宮島祭は即ち広島祭と云ふ底の觀念を、世人に持たしむること能はざるに至れり、此れ広島市將來の爲めに捨て置くべからざることにして、今日は実に之れに對する策を講ずべきの好時機たるを信ず、然らば如何にし之れが挽回策を施さんかと言ふに、元來広島市民は時と共に推移し以て機を制することを忘却せるものにして、汽車船舶の交通開けたるよりして、客足の移り易くなりたるは当然の勢なれども、此便あるよりして多数の人々を当地方に吸引し得るに至りたることは疑ふべからざるの事実なれば、宮島管弦祭の前後に於て広島市に一の博覧会様のものを設け、成るべく客足を此地に引き留めしむるの方法を講ぜんことなども、挽回策の一たるべきなり、其他旅店、飲食店等にても一層の注意を加へ、旅客をして喜んで遊ぶの便宜を与へざるべからざるなり、尤も本年同祭に就きての出入の多かりし割合に市内の繁昌せざりしは、多くは米価の下落に依り農民の購買力を減じたるの影響なるべしと雖も、兎に角年毎に管弦祭と広島市とは隔離せられつつあるは明白なる事実なれば、同市民たるものは此際よりして充分研究し、以て同市の衰退を防御せんと肝要ならんと説くものあり

153. 明治三三年一月一日

● 厳島に於ける宴会 昨日午後五時より厳島大元谷白雲洞に貴衆兩院議員の一行を招待し、本市が発起となり催はしたる宴会に臨まんため、市参事会員尾形武三郎氏は一昨夜同島に直行し、市會議長桐原恒三郎氏其他三戸、木元の二氏は昨朝出迎旁々江田島に赴きたり、尚林助役は昨日厳島に直行したり

154. 明治三三年七月八日

● 厳島神社大修繕 厳島神社大修繕の第一期は神殿、幣殿、祓殿の三ヶ所にして、既に国庫補助費も下付せられたりしが、中途にして同修繕設計に変更を来さざるべからざる事情出来し、それが爲め修繕にも着手せず目下頻りに設計中なれば、同竣工は予定通りより遅延するならんとの事に聞けり

155. 明治三三年七月八日

● 厳島管弦祭は如何 夢心地にてと言はんも恥かしけれど、我も人も今日は頃は余事に心奪はれて、夫れかとも思ひ寄りざりけるに、広島に於て年中第一の盛賑を来すべき厳島管弦祭は既や間近くなれり、同祭は来ん十三日(陰曆六月十七日)にして、十二日よりはお供船も出づる習ひなるが、本年は如何あるべきか、第五師団出兵の事はあれど、日清戦役の時の如くならねば一層盛賑に行はるべきにや

156. 明治三三年九月一九日

● 觀光の客は如何に之を觀るか 厳島は日本三景の一として知らるゝ所なれば、其社殿の結構崇美なる、將た其域内の風景絶佳なるは、今更に言ふ迄もなけれど、其不注意によりて甚く汚損せらるゝ処ある為、人をして不快の感情を抱かしむること多しと聞かば、誰か案外の思ひをなさざらん、頃日一旅人の厳島に遊べるものあり、仔細に之を觀察し來りて以て書を吾社に寄せ、切に其監督者の注意を促さんとせ

るあり、書中伝ふる所に依れば、先づ厳島神社回廊の三方に設置せる手水鉢は、数年磨き清められたることなく、常に放棄せらるるより不潔見るに堪へず、元来手水鉢は、参詣の諸人が手先又は口中を清めて神を拝する為に設置せるものなれば、最も清潔なるを要す、否らざれば神を汚すの恐れあり、而して回廊の下及び其周辺の空地に瓦石其他の不潔物散在せるも、亦人をして一見不快の感情を抱かしむ、更に又之を厳島町に見るに、亦清潔法行届かざる為至る処不潔にして、大元神社に至るの道路破損せるのみならず、楓溪より流れ来る谷川（一名御稜川）には、附近各戸より毎日塵埃又は小貝の類を投棄するものと覺しく、種々の不潔物停滞し居り、数十年川堀り川浚へ等をなしたりとは思はれず、而して川中に凹凸ありて、シダ竹生ひ茂れるところさへあり、又大元神社鳥居手前より御影石の小片を道路に敷ける処あるは見苦し、元来此島は土質泥土にあらずして砂地なれば、石切又は小石などを敷くは宜しからず、又試みに本社大鳥居附近を干潮の際に見るに、瓦石又は陶器の破片多く散在せるあり、谷ヶ原に到るの道路は異臭紛々鼻を撲つ、東浜町はすべて浜へ陶器の破片等を用捨なく投棄するものと覺しく、海岸の不潔亦言語に絶す、此他大元神社左り手の大手水鉢には竹の筧ありて、水の来る様仕掛けあるは可けれど、余が再度迄参詣したる時にはいつも水の入り居ることなく、乃ち一旦入りし水は其ままにて腐敗し、ぼうぶらの多く生じ居るを見たり、上に記す所は僅かに其一斑を示せるに過ぎざれども、人をして既に其如何に不注意なる仕方をして、此靈地を取締りつゝあるかを知らしむるに足らん、想ふに神官の如きは或る程度の不潔を其常習として、之を感ずること爾く切ならざるものあるべきも、遠来の旅人又は外人等一般観光の客は一見驚きを喫し、何故なればとて、斯迄も名だたる靈地を心なきものゝ汚すまゝに放任せるかを怪しむるべし、想ふに厳島はいづれの点より云ふを普通以上の清潔を保ちて、一は以て神意をすゞしめ、一は以て遠来の旅人に清新爽快の念を生ぜしむるの用意なるべからず、然るに事こゝに出でずして、平素全く不注意に看過せるある

は思はざるも亦太甚し、然れども既往は追ふべからず、将来に於ては宜しく県の当局者より注意を与えて、時々清潔を保てるや否やを検し、神官等に於ても可及的こゝに注意を加へ、又町民に於ても、其島の靈地たる所以は清潔を保つの一時たしかに其一要素たることを思ひ、又其事の神意に適ふことを念ひ、日常注意して一致協同清潔を保つの方法を立つべし、亦之れ旅人を招致するの一策たり、乃ち記して茲に警告すと云爾

157. 明治三十三年九月二二日

●眼前脚底

▲厳島の神聖を保て 十九日の貴紙上観光の客は如何に之を觀るかと題し記載せられしが、余も亦確かに其実況を觀たる一人なり、而して客月の風水災後殆んど一箇月ばかりも尚松の立木等の打倒れしを途上に捨置けるあれば、海岸を破壊のまゝに捨置ける処もありき、是等は靈地たる厳島の神聖を保つの上に於て頗ぶる心なき業なり、余は多年各地の神社仏閣を訪ね、足跡殆んど全国に遍し、而も厳島の如き高名の地にして、彼が如く無頓着に看過せらるる処を知らず、豈に思はざるべけんや（信仰生）

158. 明治三十三年九月二九日

●宮島航海会社開業式 同会社にては開業披露の為、来ん十月一日午前十時廿分同地事務所に賓客を招待し、同三十分より汽船にて島廻りの案内をなし、午後一時帰着岩惣の別荘にて開業の式を挙ぐるよし、右に付本社へも案内状を寄せ来れり

159. 明治三十三年一〇月二六日

●厳島の歓迎及び慰労会 同町に於ては今回解隊になりたる帰郷兵士及び現役兵士十四名に対し、去る二十三日盛大なる歓迎及び慰労の宴を開きたり、今其概況を掲げんに、各兵士の出迎者に擁せられて同町

に着するや、嚙喰たる音楽に次に山の如きの歓迎町民は一斉に歓呼の声を放ちたり、夫れより巖島神社に参拝して直ちに会場たる紅葉谷公園の某様に望みぬ、席定まるや先づ君が代の奏楽ありて、次で児玉町長開会の趣旨を述べて、天皇陛下従軍兵士の万歳を三唱して一同之に和し、次に佐々木校長の祝詞朗誦ありて、兵士総代として宮本曹長の答辞あり、次に和田警察分署長は開宴の披露を為して、楽隊の凱旋曲を吹奏したるや、直ちに配膳となれり、列席者は三百余名の大多数なりしも、同町の芸妓三十名計り特志として特に此席に加はりて酒間に幹旋せしかば、些の混雑なく各自十二分の欲を罄して退散したるは、夕陽の既に西に入りし頃なりしと、当日の重なる列席者は宮司浅野男爵、檜山憲兵伍長、有木宮林主事補、瀬田郵便局長、其他公町吏等なりしといふ

160. 明治三三年一月三〇日 広告

宮島紅葉の季節に付、十一月一日より同十四日迄宮島遊覽往復切符を一二三等共引続き毎日販売す、但し本年は之にて遊覽切符の販売を停止すべし、●尾道より三等往復にて金壹円参拾貳銭右の外、庭瀬以西各駅及門司、赤間関よりも宮島行二割引三等往復切符を発売す

161. 明治三三年一月二七日

●巖島に於ける奉送迎準備 小松宮彰仁親王殿下が明八日呉鎮守府所属軍艦にて宮島に成せらるるに付、同島に於る奉送迎準備の次第は左の如し

▲十二月八日呉に被為成夕に至り直に宮島へ御出▲同九日宮島御滞在、此日御参拝▲同十日宮島御発(宮島駅)午前八時

一 御上陸場所、巖島棧橋

一 御上陸場所へ出張員及役場員を出張せしめ、諸事の取締を為す事

一 御上陸の際は棧橋の左右に於て出張員一同、神官、役場員、赤十字社員(撤章佩用)町会議員、学校職員及生徒有志者等奉送迎を為

す事、但学校職員は生徒を引率し、濱ノ町に於て(亀福の前)奉送迎を為す事

一 御道筋の門戸並に棧橋へ国旗及提燈を出さしむる事

一 東廻廊の入口へ神官(宮司)に御案内を為さしむる事

一 能楽屋の前へ神鹿を集め、御覧に入る事

一 御参拝の節は神慮に於て大々式神楽及音楽を吹奏する事、但明治二十七年五月御参拝の節、左の通り執行したるに付、其他の奏楽を為す事

平調、音取 甘州、越天楽、合歡塩 陵王一曲

一 十二月八日、九日の両夜は総燈明を点ずる事

一 朝座屋、国宝を陳列し御覧に入る事

安徳帝の翫具、経巻、友成、友光の短刀、長刀、仮面抜頭、還城楽、小桜の笙は先年御覽済に付、其他の宝物陳列の事

一 御待遇席は紅葉間の事

162. 明治三三年一月二七日

●巖島に於ける奉送迎係 小松宮殿下には明日巖島に赴かせらるるに付、県庁にては左の諸氏を奉送迎係となせり

門川、高井、岡山の三県庁、坂本警部、中川本県技手、河野、山科の両赤十字社支部幹事、増田同事務員、尾野佐伯郡長、山本、井上、森井の同郡書記

163. 明治三三年一月二一日

●小松宮殿下 (宮島に於ける御模様)

▲宮島へ御着 小松大宮殿下には、予記の如く、去ぬる八日午後一時三十分第三十一号水雷艇にて、呉より江田島へ御廻艇遊ばされたる處、同地にて若宮殿下に御面会遊ばされ、御同艇にて同日午後五時四十分宮島へ着御あらせられ、大宮殿下には岩村平助別邸へ、若宮殿下には同本邸へ、御投宿遊ばされたり

▲奉迎の模様 町内には国旗を出し球燈を吊り撒砂等をなして、一般に奉迎の意を表し居りしが、両殿下下階橋へ御着の節奉迎したるは、尾野佐伯郡長を始め巖島町石田警察分署長、郡町会議員、赤十字社員、小学校教職員生徒等にして、甚だ盛んなりき、但し御旅館へは小野郡長御案内申上げたり

▲若宮殿下 小松若宮殿下には、一昨九日午前十時頃其旅館岩村本邸を御立ち遊ばされ、大宮殿下を其御旅館岩村別邸へ御伺候遊ばされたるが、暫時御父子の御電話ありしやに承はりぬ

▲大聖院其他へ御成り 同じく一昨九日午後一時兩殿下同道にて、先づ大聖院へ御成り遊ばされ、次に大願寺へ御成り遊ばされたるが、此御途中大宮殿下は宝物館並に口畑附近に神鹿を御集め遊ばされたるに、無心の鹿も恰も意あるものゝ如く三匹以上も殿下の御招きに従ひて集まりたれば、殿下には非常に興に入らせ給へる如く見奉りぬ

▲僧侶への御下賜 両方殿下大願寺へ御成り遊ばされたる時、同寺の僧侶等十余名恭しく奉迎したりしが、大宮殿下には右僧侶一般へ金三千匹を賜ひ、且特別を以て拜謁を許されたるが、這は同寺の名譽と云ふべきなり

▲御社参 右大願寺へ御成りの後、続いて宝物館へ御成り遊ばされ、種々の宝物御一覽の上御社参遊ばされたるに付、同社内なる舞台に於て振鉦、大神楽、散手の舞樂を御一覽に供したりき、此時振鉦舞ひの如きは尤も御意に適ひたる御容子にて、御父子共笑みを含むませ給ひつゝ密かに御話し遊ばされたり

▲千疊閣及五重塔へ 右御社参を終らせ給ひ、次に千疊閣並に五重塔を御一覽遊ばされたるが、其五重塔御一覽の節は同塔内に御入り遊ばし、内部の構造等を御覧遊ばされたり

▲御旅館へ御帰館 右終りて、両殿下同道にて南町紅葉谷山道を御通過にて、同日午後四時四十分御旅館岩村別邸へ御帰り遊ばされき

▲宴会へ望ませらる 斯て両殿下は同日午後五時赤十字社員等が催ほしにかゝる宴会へ御臨席のため、大元公園内白雲洞へ御成り遊ばされ

たるが、御同席を許されしは江木本県知事、新妻同警部長、眞鍋留守第五師団長、伊地知呉要塞司令官外六名なりき、此宴会中宮島踊り（小児にて）なるものを余興として御覧に供したりしに、両殿下には殊更に御賞観あらせられたる由なるが、御帰館遊ばされたるは午後九時三十分頃にて、途中腕車に召させられたり

▲特に拜謁を賜ふ 殿下宮島へ御滞在中特に拜謁を賜ひし者は、浅野男爵、小野佐伯郡長、八田謹二郎の諸氏なりき

▲献納品 今回両殿下へ献納したる物は、桜樹にて製したる大撥柄杓子、但社頭の彫刻入（草津村小泉甚右衛門氏より）、果物（玖島村八田謹二郎氏より）、宮島饅頭（赤十字社員より）等なり

▲若宮殿下の御仁恵 前項の如く両殿下巡覧の節は、始終小野佐伯郡長御先導申上げ、其前後は憲兵巡查にて御警衛申上げたることなりしが、若宮殿下には有難くも右経營の憲兵巡查等に向はせられ、此寒氣甚しき中を実に苦勞を掛けたと御言葉をかけられ、夫々御酒を賜はりたり

▲宮島御出発 斯くて両殿下は御予定の如く水雷艇第三十一号に召させられ、昨日午前七時廿分宮島御発艇、同三十分宮島駅御着遊ばされたるが、此際には第一号呉丸御荷物を搭載し、米良水上警察署長保安丸に乗じて追従警衛する処ありたり

（以下略）